

■景観地区

- ・おおむね旧市街地型美観地区、二条城と周辺部は歴史遺産型美観地区
- ・堀川沿道は沿道型美観地区

■景観計画上の位置づけ

- ・旧市街地型美観地区の「二条城周辺」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

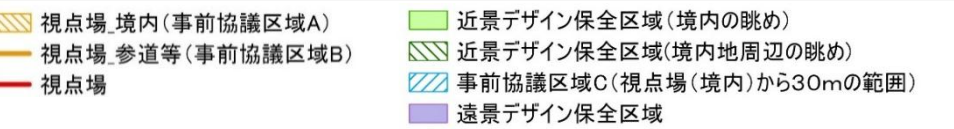
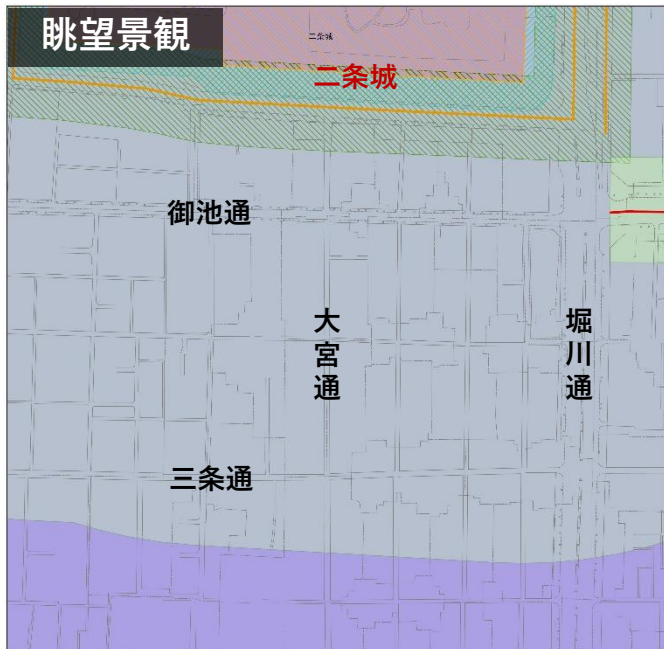
この地域においては、京町家から構成される歴史的な町並みを基調とし、二条城に向かう街路からは、二条城の大きな樹木や石垣又は櫓等を垣間見ることができる開放的で明るい景観が特長である。また、堀川沿いには、手描き友禅の工房を中心とした職住共存の京町家を中心とした町並みが残されており、堀川の沿道景観と融合して良好な景観を形成している。また、姉小路通以南の大宮通や神泉苑通の周辺では、光明院などの広大な敷地を有する寺院が集積し、それらの伽藍や土塀が歴史的な町並みを形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、二条城の樹木や石垣又は櫓等を眺めることができる街路景観を保全するとともに、建築物にあっては、道路等の公共用空地に面する外壁面は、和風意匠のデザインを生かした外観意匠を取り入れるよう誘導し、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

■デザイン基準（旧市街地型美観地区）〔柱2〕

	低層建築物	中層建築物	高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根（原則として軒の出60cm以上）とする（※）</li> <li>・ 原則として塔屋等を設けない</li> <li>・ 屋根材は、日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根（原則として軒の出90cm以上）又は屋上のパラベットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> <li>・ 屋根材は、日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする</li> </ul>	
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する1、2階の外壁に軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出60cm以上）を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する1、2階の外壁に軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出90cm以上）を設置</li> </ul>	
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みや生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和した形態意匠</li> <li>・ 道路に面する3階以上の壁面後退（1階壁面より原則として90cm以上）（※）</li> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みとの調和に配慮する</li> <li>・ 道路に面する3階以上の壁面後退（1階壁面より原則として90cm以上）（※）</li> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面して駐車場等の空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置</li> </ul>		

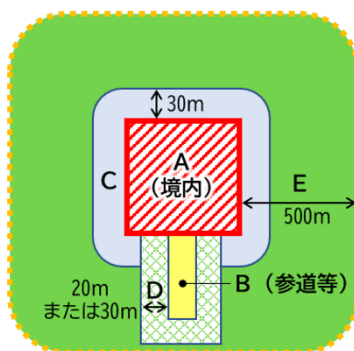
（※）例外規定あり



■眺望保全〔柱3〕

- ・ 保全すべき眺望景観・借景として、二条城の境内の眺めや境内地周辺の眺めが選定されている。
- ・ 対象区域の場合、景観申請の前に事前協議を行い、そのうち優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議が必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロフィール）を公表している。

対象区域の種類	対象行為
A 視点場（境内）	新築又は増築
B 視点場（参道等）	
C 視点場（境内）から30mの範囲	
D 視点場（参道等）から20m又は30mの範囲	
E 視点場（境内）から500mの範囲	
	床面積2,000㎡以上の新築又は増築※



■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

- ・ デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

◆歴史的町並みと調和する色彩

木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材に使用されているYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、自然素材に限り、低明度のN（無彩色）系も利用可能とする。

町家などによる歴史的町並みに存在する色相とすることで、地域になじむ色合いにすることを目指します。明度ごとの使用面積の配分は周囲の歴史的町並みと揃え、彩度は、歴史的町並みの中心となる建築物より高くならないよう配慮します。

〈旧市街地型、歴史遺産型、沿道型（三条通地区）の美観地区等〉



■京町家の保全・継承〔柱5〕

- ・ 京町家条例に基づき、地域の趣のある町並みや生活文化を特徴づける象徴的な京町家を個別に指定
- 〇修理・修景工事等の経費の一部が、改修補助の対象
- 〇解体に着手する1年前までの解体届の提出が必要



京町家が点在する町並み

■歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）

- ・ プロファイルは「本編」のほか、地域住民が大切に継承してきた歴史や文化、景観といった地域ならではの情報をまとめた「協働版」、町並みの特徴や景観形成の方針、建築計画等に求める配慮事項等をまとめた「町並み版」も作成している。

**3 二条城南側**

**A エリアの歴史等**

- ・江戸期の本地域は、西から豊野郡西ノ京村の東境、神楽苑の門前町、二条城の城下町と三種の性格を持っている。城下町とされる地域の町名には、二条城造営や維持にかかわっていた職業を現わすものが多い（五郎町・上瓦町・傳燈町・織物屋町）。また、二条城に雇用のある人々目当ての商店・問屋などが盛んでいた。
- ・明治元年（1868）京都府に所属、同2年（1869）に教養小学校開校、明治初期に運送や銀行所、与力屋敷などは取り壊され都市化が進む（図3-9）。

**イ 町並みの特徴**

- ・姉小路通は二条城の堀に沿って苗木や生垣が連なり緑豊かな景観となっている。通り側には住宅、マンション、商業ビルなどが存在しているが、中層階の町並みとなっており、二条城からの眺望を阻害しない景観となっている。
- ・このエリアには国指定史跡の神泉苑があり、その南側には二条陣屋や蓮光院、兼光寺、三寶寺等の歴史的な建築物が集積している。
- ・御池通沿いは住宅、商店、マンション等が存在している。
- ・神泉苑の南側周辺のエリアでは地層住宅を中心とした町並みが形成されており、町家も多く残っている。町家が立ち並ぶ風情のある路地も残されている。

**ウ 景観形成方針**

歴史遺産型美観地区	旧市街地型美観地区
神泉苑や二条陣屋等の歴史的な町並みを基調とし、一方高層ホテルや学校施設等が立ち、新旧共存した変化ある景観である。歴史的資産を保全し、それを生かした都市景観の保全、形成を図ることを基本方針とする。	京町家から構成される歴史的な町並みを基調とし、二条城の大きな樹木や石垣又は櫓等を垣間見ることができ、新旧共存した変化ある景観である。歴史的資産を保全し、それを生かした都市景観の保全、形成を図ることを基本方針とする。

**エ 景観形成方針**

- 二条城に面する建築物は、二条城の樹木や石垣又は櫓等を眺めることができる街路や眺望するよう配慮し、建築物にあっては、和風意匠のデザインを生かした外観意匠を取り入れるよう誘導し、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

**エ 景観形成方針**

- 二条城の樹木や石垣又は櫓等を眺めることができる街路や眺望するよう配慮し、建築物にあっては、和風意匠のデザインを生かした外観意匠を取り入れるよう誘導し、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

**工 景観形成方針**

- 二条城の樹木や石垣又は櫓等を眺めることができる街路や眺望するよう配慮し、建築物にあっては、和風意匠のデザインを生かした外観意匠を取り入れるよう誘導し、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

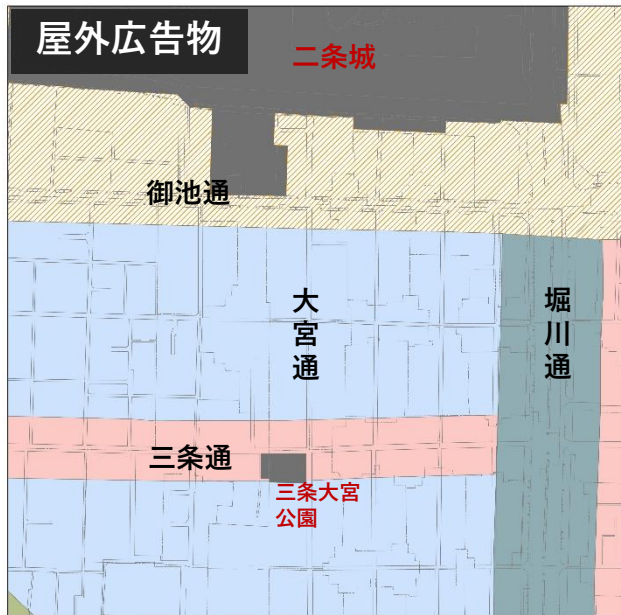
**文化財等**：小川家住宅、神泉苑（史跡）

**参考写真等**

- 3-9 「京都」明治22年（1889）
- 3-10 姉小路通から東への眺望
- 3-11 御池通の町並み
- 3-12 姉小路の南側に町家が立ち並ぶ町並み

土地利用の変遷

二条城周辺の歴史的景観の特徴と建築計画への配慮事項

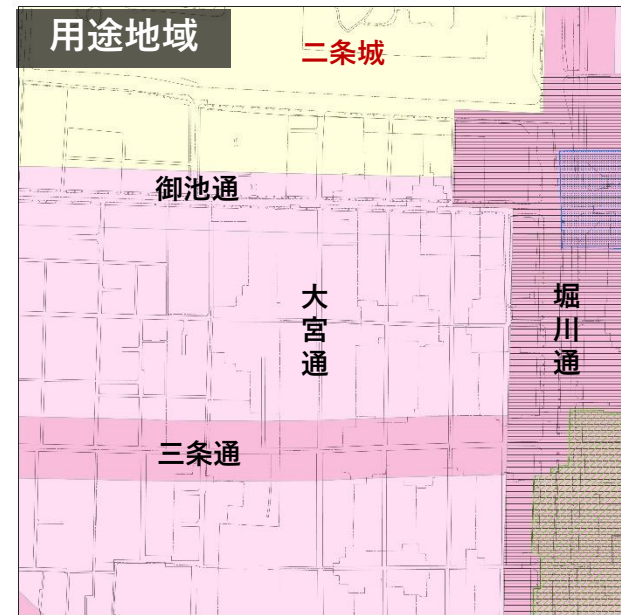


■屋外広告物 [柱4]

- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
- ・第3種地域を基本とし、二条城周辺が歴史遺産型第2種地域、三条通沿道が第4種地域、堀川通沿道が沿道型第5種地域(特定2)

<第3種地域>

一般地域のうち、背景となる山並みのりょう線と調和する良好な市街地の景観を形成している地域又は京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が存し、良好な町並みの景観を形成している地域

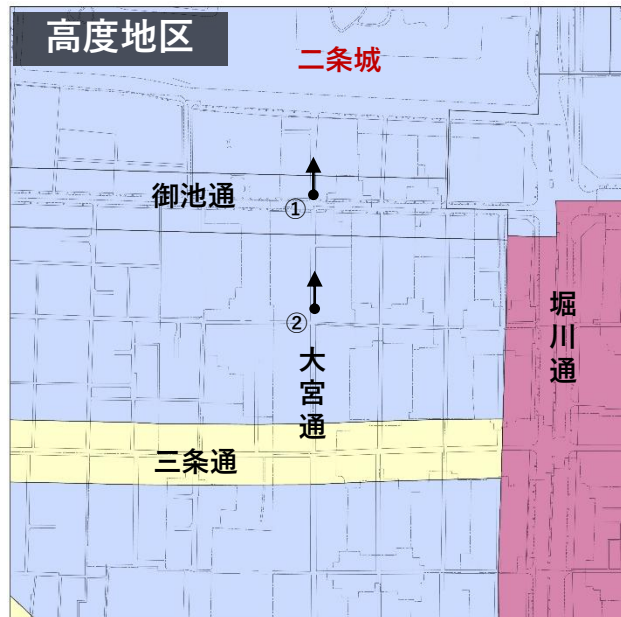


■用途地域

- 二条城周辺は第一種住居地域
- 二条城より南部は近隣商業地域
- 三条通沿道や堀川通沿道から西側は商業地域

■駐車場整備地区(都心部)

- 一定規模以上の建築物を新築、増築、用途変更等する場合、その敷地内に自動車及び自動二輪車の駐車施設を設置することを義務付けている。
- 堀川通以東が当該地区に該当。



■高度地区 [柱1]

- ・15m高度地区を基本とし、三条通沿道は20m高度地区、堀川通沿道の御池通以南は31m高度地区
- (H19新景観政策 4.5mのエリア→31m、31mのエリア→20m、20mのエリア→15m)

■現在の町並み

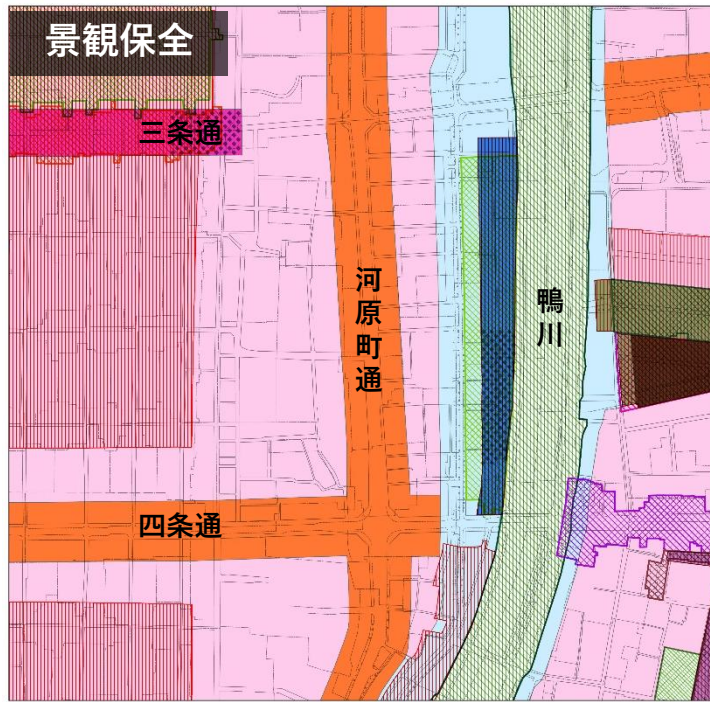


15m高度地区 南北方向のスカイライン  
 (①:大宮通から北を望む 歴史遺産型美観地区、②:大宮通から北を望む 旧市街地型美観地区)



俯瞰

出典: GoogleMAP



	京町家条例に基づく指定地区
	岸辺型美観地区
	旧市街地型美観地区
	歴史遺産型美観地区(三条通界隈)景観整備地区
	歴史遺産型美観地区(先斗町界隈)景観整備地区
	歴史遺産型美観地区(祇園町南歴史の景観保全修景地区)
	歴史遺産型美観地区(祇園縄手・新門前歴史の景観保全修景地区)
	沿道型美観地区
	重要界隈景観整備地域
	伝統的建造物群保存地区(祇園新橋)
	地域景観づくり協議地区(京の三条まちづくり協議会)
	地域景観づくり協議地区(先斗町まちづくり協議会)
	地域景観づくり協議地区(姉小路界隈まちづくり協議会)
	地域景観づくり協議地区(祇園四条商店街振興組合)
	地域景観づくり協議地区(祇園新橋景観づくり協議会)
	地域景観づくり協議地区(祇園町南側地区協議会)
	地域景観づくり協議地区(西之町まちづくり協議会)
	風致地区特別修景地域
	風致地区第4種地域
	風致地区第5種地域

■景観地区

- ・河原町通沿道は、沿道型美観地区（都心部幹線地区）
- ・鴨川周辺は岸辺型美観地区、その他周辺部は旧市街地型美観地区

■景観計画上の位置づけ

- ・沿道型美観地区の「河原町通」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

河原町通は、秀吉が築いた御土居の外側に沿って開かれた道である。今日では、京都で最も賑わいのある繁華街であり、交通の要衝にもなっている。賑わいのある、歩いて楽しい通り景観を形成することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため建築物の外壁の位置はできる限り道路境界から後退させ、1、2階の壁面を、十分に後退することにより、魅力ある歩行者空間の確保や、通りに面してショーウィンドー等の設置を積極的に誘導し、賑わいのある歩行者空間の形成及び夜間景観の賑わいの創出を図る。

また、まとまりのある町並み景観を形成するため、周囲の建築物とできる限り色彩を統一するとともに、屋上、塔屋等に配慮した屋上景観の整備等に努める。さらに、祇園祭の巡行路にかんがみ、幕掛け等の祭事の演出装置にも配慮することにより、沿道景観の保全、創出を図る。

■デザイン基準（沿道型美観地区（都心部幹線地区）） [柱2]

	低層建築物	中層建築物	高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは屋上を緑化するなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> <li>・屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとする</li> <li>・屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>
軒庇	—		
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とする</li> <li>・沿道の町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とする</li> <li>・低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものとする</li> <li>・沿道の町並みと調和する色彩</li> </ul>	
他	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとする</li> </ul>

■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

- ・デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

◆ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩

YR（黄赤）、Y（黄）系のほか、P（紫）、PB（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。

隣接する建築物との色彩の差異を少なくすることで、まとまりのある景観とすることを目指します。また、色相、明度、彩度のいずれについても、隣接する建築物と類似した配色とすることで全体として調和の取れた町並みとなるよう配慮します。

〈沿道型（幹線地区）、市街地型的美観形成地区等〉



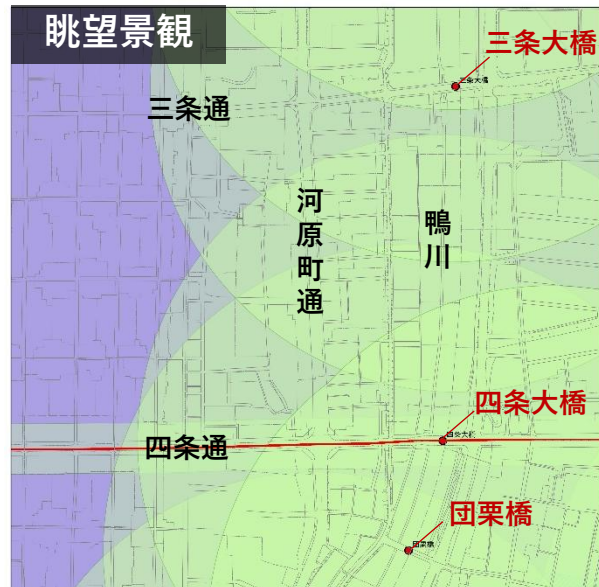
■歴史的建造物の指定 [柱5]

- ・修理・修景工事等の費用の一部が、改修補助の対象
- ・指定された建造物は、外観の変更や増改築等を行う場合、許可や届出等が必要

<池善ビル>

（歴史的風致形成建造物）

- ・祇園祭の山鉦と神輿の巡行路である四条河原町に位置し、戦前から高度成長期にかけて、化粧品を始めとした時代の変化に不可欠な商品を幅広く市民に提供してきた歴史を持つ。
- ・繁華街の中心で周辺が時代とともに変化する中で、昭和初期から変わらぬ存在感を保つ貴重な建造物。



	視点場
	視点場P
	近景デザイン保全区域(境内の眺め)
	事前協議区域C(視点場(境内)から30mの範囲)
	遠景デザイン保全区域
	遠景デザイン保全区域(3km以内)※清水寺

■眺望保全 [柱3]

- ・保全すべき眺望景観として、四条通の通りの眺め、鴨川に架かる橋からの鴨川の見晴らしの眺めが選定されている。
- ・四条通付近は、建仁寺の境内の眺めが選定されており、景観申請の前に事前協議が必要となる。優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議も必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロファイル）を公表している。

■鴨川に架かる橋からの鴨川の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。

●近景デザイン保全区域の基準

1	建築物等は、鴨川の橋上から望見できる河川、山並みが一体となって構成される良好な景観を阻害してはならない。
2	建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の各部分は、良好な水辺の景観を形成するものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、水辺又は山並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な見晴らしの眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>



■建仁寺の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。



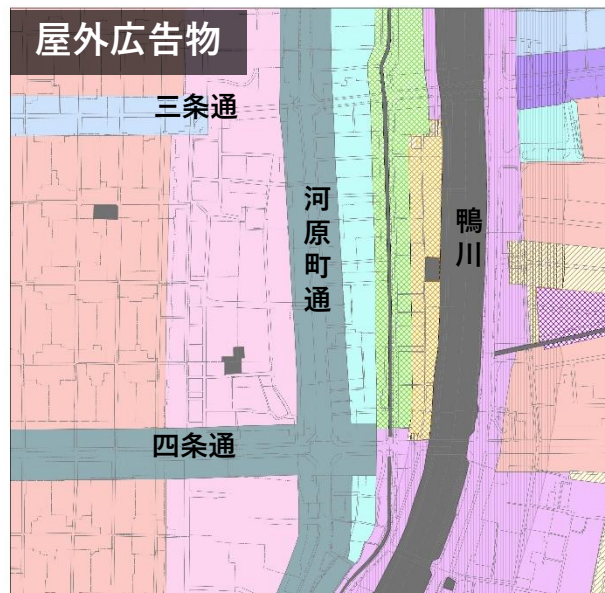
凡例	区域の種別	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
	視点場(境内)	建仁寺の敷地のうち、左図に示す範囲	建築物の新築、増築
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	建築物の大規模な新築、増築(床面積2,000㎡以上)
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

境内の眺め [20]

●近景デザイン保全区域( )の基準

1	建築物等は、建仁寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
2	建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とすること。</li> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul> </li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>





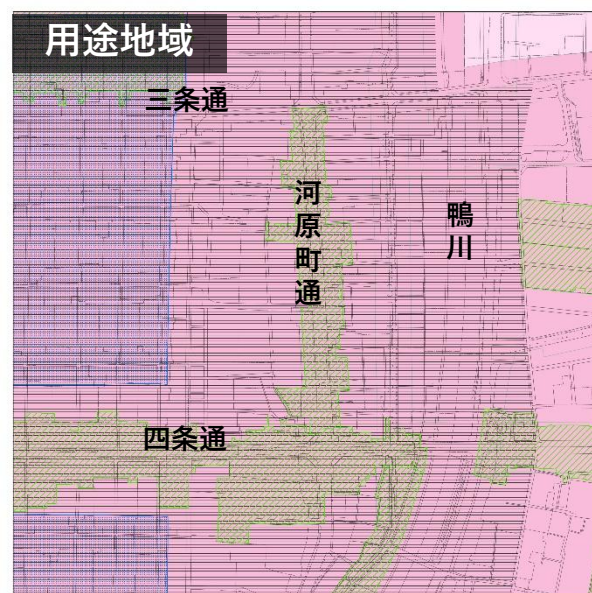
第2種地域	歴史遺産型第2種地域
第3種地域	先斗町屋外広告物等特別規制地区
第4種地域	木屋町屋外広告物等特別規制地区
第5種地域	祇園新橋屋外広告物等特別規制地区
第6種地域	屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号
沿道型第2種地域	屋外広告物禁止地域
沿道型第5種地域(特定2)	

■屋外広告物 [柱4]

- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
- ・河原町通沿道は沿道型第5種地域特定第2地区。

<沿道型第5種地域特定第2地区>

店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域



特別用途地区	近隣商業地域
地区計画区域	商業地域
駐車場整備地区	

■用途地域

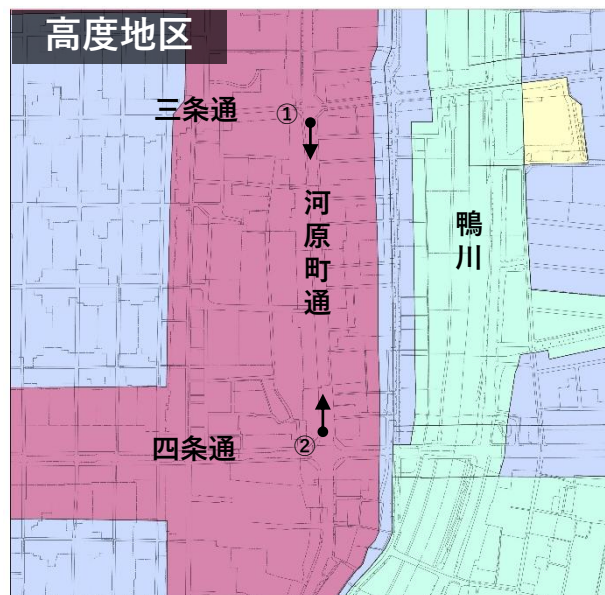
河原町通沿道を含む周辺一帯は商業地域

■地区計画

- ・河原町通の三条通～四条通間：河原町商店街地区地区計画
- ・四条通：四条通地区地区計画

■駐車場整備地区(都心部)

一定規模以上の建築物を新築、増築、用途変更等する場合、その敷地内に自動車及び自動二輪車の駐車施設を設置することを義務付けている。  
三条通～五条通間はおおよそ鴨川以西が当該地区に該当。



12m 第3種高度地区	15m 第4種高度地区
12m 第4種高度地区	20m 第4種高度地区
15m 第3種高度地区	31m 第1種高度地区

■高度地区 [柱1]

- ・河原町通沿道と周辺一帯は31m高度地区  
その両脇が15m高度地区、鴨川沿いが12m高度地区  
(H19新景観政策 4.5mのエリア→3.1m、  
3.1mのエリア→1.5m又は1.2m)

■現在の町並み

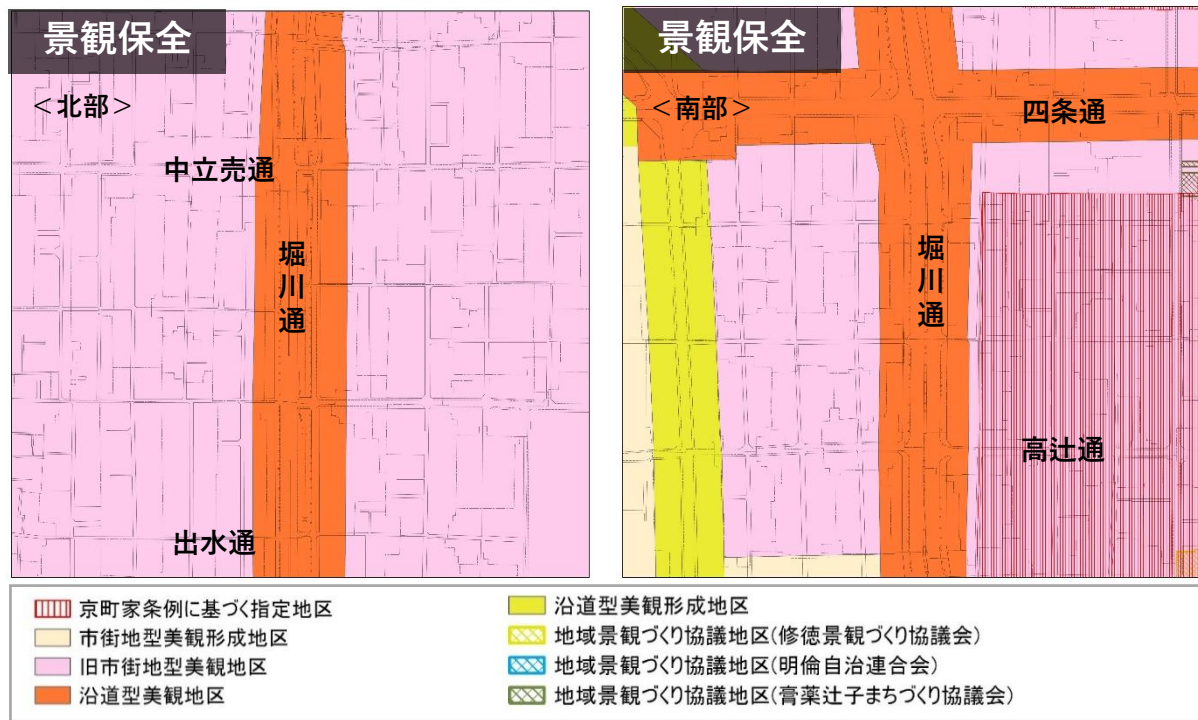


3.1m高度地区 南北方向のスカイライン  
(①：三条通以南を望む、②：四条通以北を望む)



俯瞰

出典：GoogleMAP



### ■景観地区

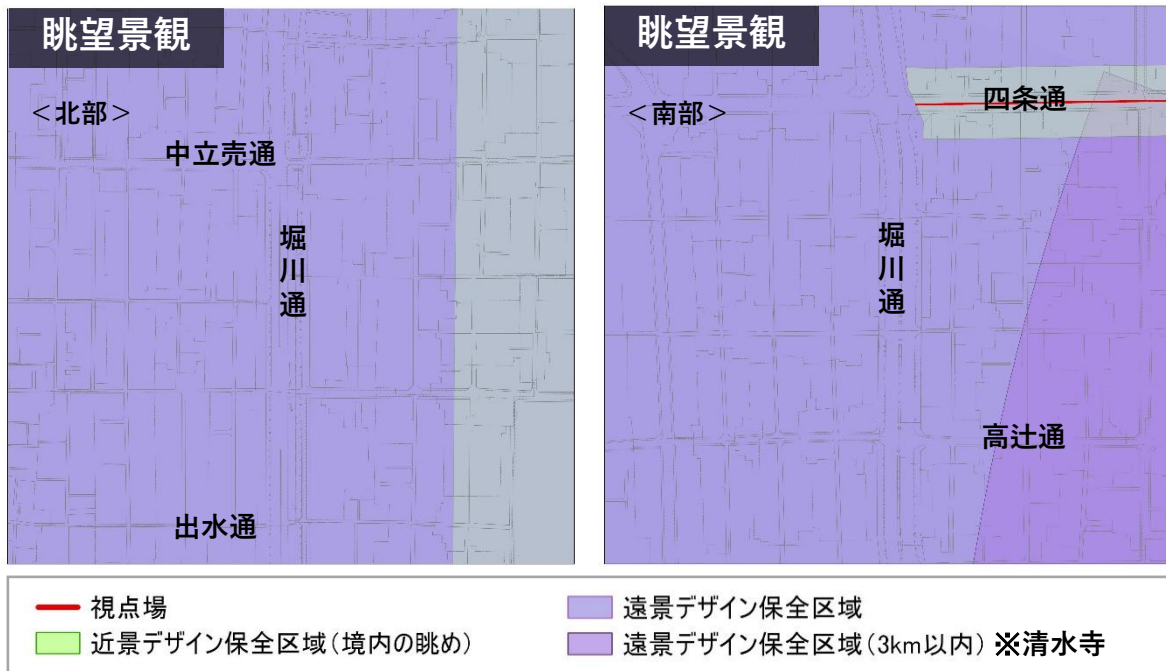
- 堀川通沿道は沿道型美観地区（都心部幹線地区）
- 周辺は旧市街地型美観地区

### ■景観計画上の位置づけ

- 沿道型美観地区の「堀川通」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

堀川通地域は、紫明通から六条通の間の堀川通及びその沿線（二条城歴史遺産型美観地区内を除く。）から構成される。堀川通は京都の中心部を南北に貫く主要道路のひとつであり、正確には堀川の東側を東堀川通、西側の幹線道路を堀川通と称する。堀川通は、終戦間際に空襲対策の火除け地として拡幅され、戦後50メートル道路として整備されたものであり、現在の堀川通の沿道には、高層の共同住宅が立ち並ぶ。一方、堀川寺ノ内周辺では、本法寺などの広大な敷地と伽藍を有する寺院とその塔頭により、特徴的な町並みを形成している。また、近年、堀川通沿いを流れる堀川にせせらぎを戻す整備が完了している。こうした堀川の水辺と沿道の社寺や樹木等の景観特性を生かして、良好な沿道景観の保全、創出を図ることを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、今出川通から丸太町通の間の東堀川通に面する建築物については、4階以上の壁面を3階以下の壁面より十分に後退させることにより、圧迫感を低減し、良好な水辺景観の保全、創出を図る。また、紫明通から寺ノ内通の間の堀川通に面する建築物については、社寺等の歴史的な建造物に配慮する。



### ■デザイン基準（沿道型美観地区（都心部幹線地区））〔柱2〕

	低層建築物	中層建築物	高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは屋上を緑化するなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> <li>原則として塔屋等を設けない</li> <li>屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> <li>屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとする</li> <li>屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>
軒庇	—		
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とする</li> <li>沿道の町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とする</li> <li>低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものとする</li> <li>沿道の町並みと調和する色彩</li> <li>東堀川通（丸太町通以北、今出川通以南）に面する敷地は、東堀川通に面する4階以上の外壁面は、3階（高層の場合は1階）の外壁面より1メートル以上後退する</li> </ul>	
他	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとする</li> </ul>

### ■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

- デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

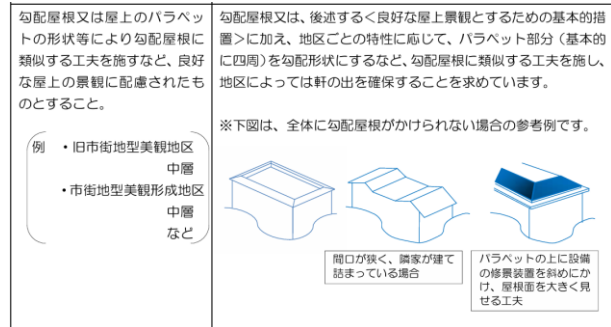
#### <水平庇>

沿道型美観地区及び沿道型美観形成地区においては、幹線沿道等の高層建築物による統一感のあるスカイラインの形成を図るため、高層建築物の基準の中で「外壁上部に水平線を強調する庇状のもの」を修景方法のひとつとして定めています。

この「水平庇」については、以下の点に留意してデザインしてください。

- 道路に面する外壁の全幅にわたり連続して設けられていること。
- 水平庇の先端は、原則として道路側の外壁面よりも、30cm程度道路側に突き出ていること。
- 外壁面と外観上分離されている（縁が切られている）こと。
- 庇先端部の納まり等を工夫し、水平線を強調する意匠としていること。
- 塔屋等によって分断されていないこと。

#### 水平庇のデザインに関する留意点



#### 屋根のデザインに関する解説

### ■眺望保全〔柱3〕

#### <北部>

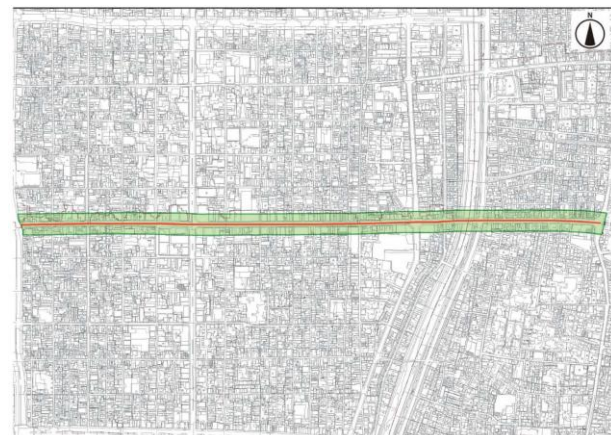
- 堀川通沿道は保全すべき眺望景観・借景の近景デザイン保全区域には該当していない。

#### <南部>

- 堀川通沿道のうち、四条通との交差点の東側を除く部分は保全すべき眺望景観・借景の近景デザイン保全区域には該当していない。
- 四条通の堀川通以東は、保全すべき眺望景観・借景として、四条通の眺めが選定されている。

### ■四条通の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- 視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。

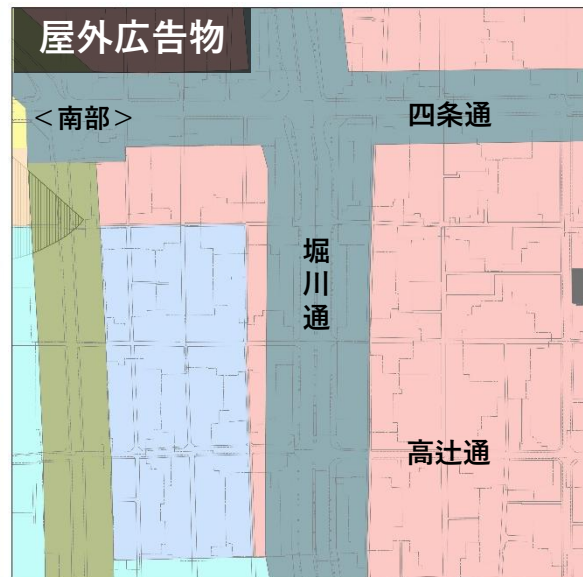
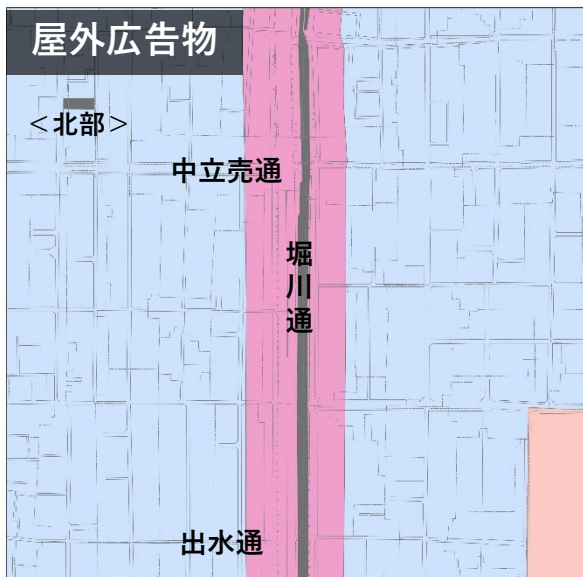


凡例	区域の種類	区域の範囲
—	視点場	堀川通東詰から東大路通東詰までの四条通
■	近景デザイン保全区域	堀川通東詰から東大路通東詰までの四条通の境界線からの水平距離が30m以内の範囲

### ●近景デザイン保全区域の基準

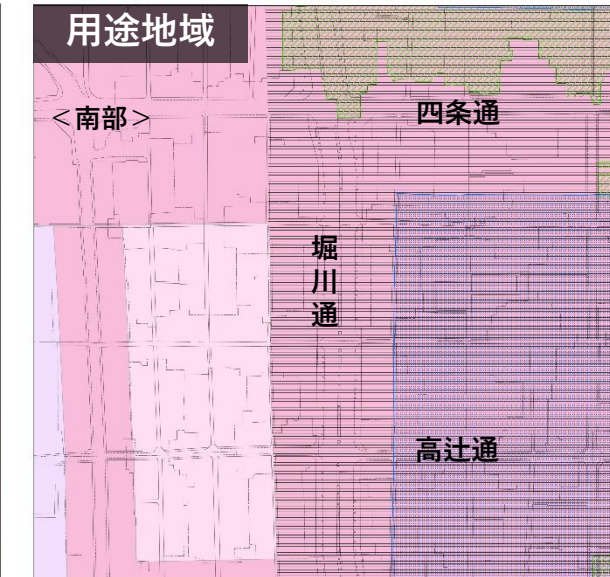
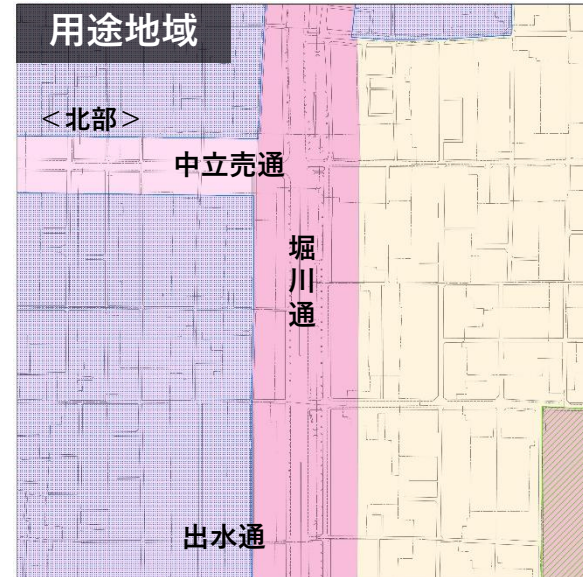
- 建築物等は、アイストップとなる東山や西山の山並みと四条通沿道の中高層建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋上部は、良好なスカイラインの形成に資するものとする。</li> <li>建築物等の各部分は、山並みの良好な眺めを阻害しないものとするとともに、優れた沿道景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な通りの眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>



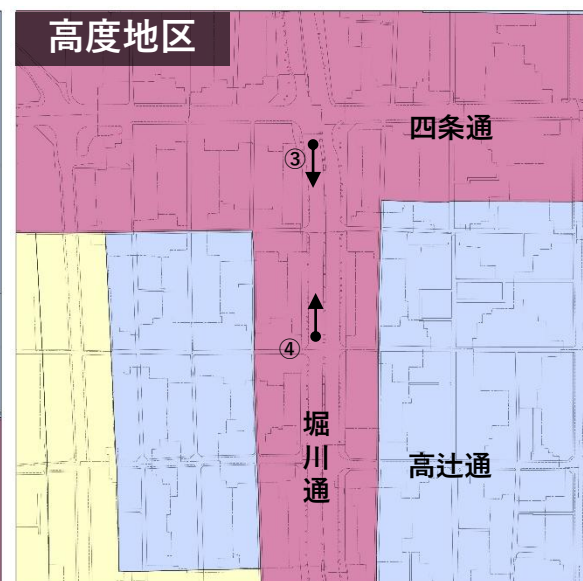
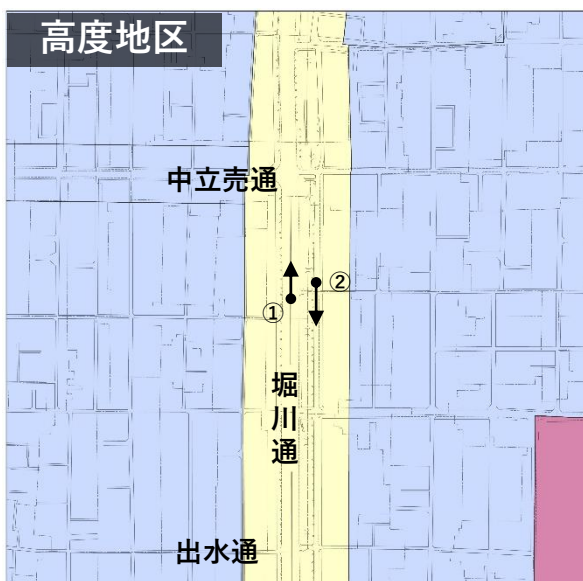
- 第3種地域
- 第4種地域
- 第5種地域
- 第7種地域
- 沿道型第3種地域
- 沿道型第4種地域
- 沿道型第5種地域
- 沿道型第5種地域(特定2)
- 屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号
- 屋外広告物禁止地域

- 屋外広告物 [柱4]**
- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
  - ・北部は沿道型第3種地域、南部は沿道型第5種地域特定第2地区
- <沿道型第3種地域>**
- 店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が調和し、良好な町並みの景観を形成している地域等に接する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- <沿道型第5種地域特定第2地区>**
- 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存在する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域



- 特別用途地区
- 地区計画区域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 駐車場整備地区

- 用途地域・堀川通沿道は商業地域**
- ・北部は堀川通以東が第二種住居地域、以西が準工業地域
  - ・南部は堀川通沿道を含む周辺一帯がおおよそ商業地域で、西側の一部が近隣商業地域
- 駐車場整備地区 (都心部)**
- 一定規模以上の建築物を新築、増築、用途変更等する場合、その敷地内に自動車及び自動二輪車の駐車施設を設置することを義務付けている。
- 堀川通以東の御池通～五条通の区域は当該地区に該当



- 15m 第2種高度地区
- 20m 第3種高度地区
- 15m 第3種高度地区
- 20m 第4種高度地区
- 15m 第4種高度地区
- 31m 第1種高度地区

- 高度地区 [柱1]**
- <北部>**
- ・堀川通沿道は20m高度地区、周辺は15m高度地区 (H19新景観政策 31mのエリア→20m、20mのエリア→15m)
- <南部>**
- ・堀川通沿道及び四条通沿道は31m高度地区、堀川通の両脇は15m高度地区、綾小路通より南側の大宮通以西は20m高度地区 (H19新景観政策 45mのエリア→31m、31mのエリア→20m、20mのエリア→15m)

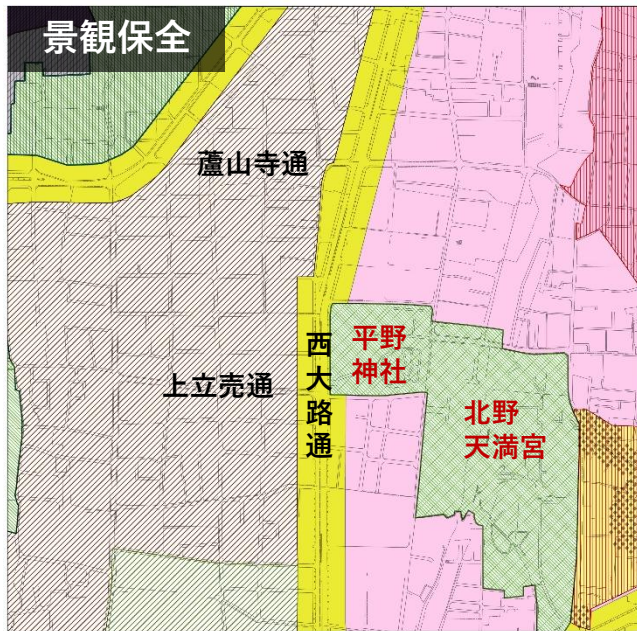


20m高度地区 南北方向のスカイライン  
 (①:堀川通の北を望む、②:東堀川通の南を望む)



31m高度地区 南北方向のスカイライン  
 (③:四条通から南を望む、④:仏光寺通から北を望む)





	京町家条例に基づく指定地区
	旧市街地型美観地区
	歴史遺産型美観地区(上京北野界わい景観整備地区)
	沿道型美観形成地区
	山ろく型建造物修景地区
	山並み背景型建造物修景地区
	重要界わい景観整備地域
	風致地区特別修景地域
	風致地区第1種地域
	風致地区第2種地域
	風致地区第3種地域
	風致地区第5種地域
	歴史的風土特別保存地区
	歴史的風土保存区域

■景観地区

- ・西大路通沿道は沿道型美観形成地区（幹線地区）
- ・西大路通以東は旧市街地型美観地区、以西は山ろく型建造物修景地区を基本とする
- ・平野神社及び北野天満宮は風致地区第5種地域

■景観計画上の位置づけ

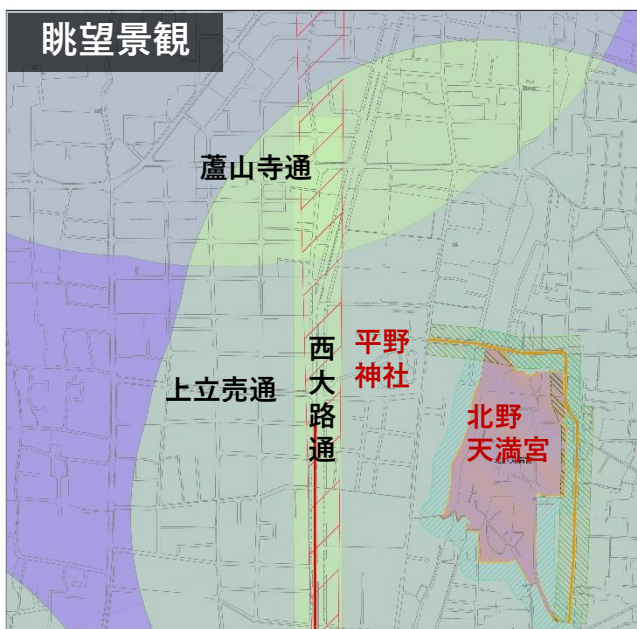
- ・沿道型美観形成地区の「西大路通・北大路通」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

西大路・北大路通地域は、北大路通から円町までの西大路通とその沿道及び大徳寺前から西大路通までの北大路通とその沿道から構成される。西大路通及び北大路通は、昭和初期に中心市街地を囲む環状道路として計画された幹線道路である。北大路通から連続する西大路通の北部の沿道には金閣寺や平野神社等の観光名所があり、北行すると左大文字山が正面に眺望できる。このため、建築物は、外壁の位置を道路から後退し、夜間照明を工夫することにより賑わいのある歩行者空間の充実を図るとともに、左大文字山の眺望を妨害することがないように、建築物の色彩や屋上景観等の整備に努め、良好な眺望や通りの景観の形成を図る。また、北大路通沿道の大徳寺及び西大路通沿道の平野神社の土塀や樹木等が、特徴的な通り景観を形成している。このため、大徳寺や平野神社などの社寺周辺においては、それらの土塀や樹木等と調和の取れた形態意匠とすることにより、歴史的景観の保全を図る。

■デザイン基準（沿道型美観形成地区（幹線地区）） [柱2]

	低層建築物	中層建築物	高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とする（※）</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> <li>・屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとする</li> <li>・屋根材は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする</li> </ul>
軒庇	—		
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとする</li> <li>・沿道の町並みと調和する色彩</li> </ul>		
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとする</li> </ul>		

(※) 例外規定あり



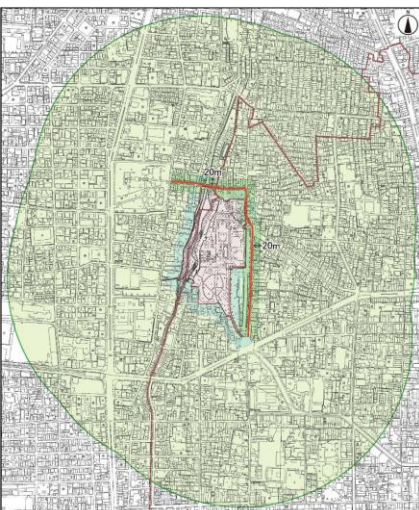
	視点場 境内(事前協議区域A)		近景デザイン保全区域(境内の眺め)
	視点場 参道等(事前協議区域B)		近景デザイン保全区域(境内地周辺の眺め)
	視点場		事前協議区域C(視点場(境内)から30mの範囲)
	眺望空間保全地域		遠景デザイン保全区域

■眺望保全 [柱3]

- ・保全すべき眺望景観・借景として、西大路通からの「左大文字」の眺めや、北野天満宮境内の眺めが選定されている。北部は鹿苑寺境内の眺めも選定されている。
- ・対象区域の場合、景観申請の前に事前協議を行い、そのうち優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議が必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロファイル）を公表している。

■北野天満宮の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。



凡例	区域の種類	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
	視点場(境内)	北野天満宮の敷地のうち、左図に示す範囲	建築物の新築、増築
	視点場(参道等)	北野天満宮周辺の御前通、預覚橋5号線のうち、左図に示す範囲	
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	建築物の大規模な新築、増築(延床積200㎡以上)
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m以内の範囲	
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

●近景デザイン保全区域( )の基準

- 1 建築物等は、北野天満宮境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
  - 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- |       |   |
|-------|---|
| 形態・意匠 | <p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とすること。</li> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul> |
| 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>                                  |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>   |

■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

- ・デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

＜地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたもの＞

以下の地区では、特定の材料を指定せず、「地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたもの」としています。

【特定の材料の指定がない地区】

- ・沿道型美観地区都心部幹線地区、沿道型美観形成地区幹線地区
- ・山並み背景型（中高層）、岸辺型（中高層）、町並み型の各建造物修景地区

日本瓦や金属板、前頁に例示している「その他の材料」は、上記のいずれの地区においても使用できますが、それら以外の材料を使用する場合は、地区の種別や地域特性に応じて個別の判断を要しますので、窓口まで御相談ください。

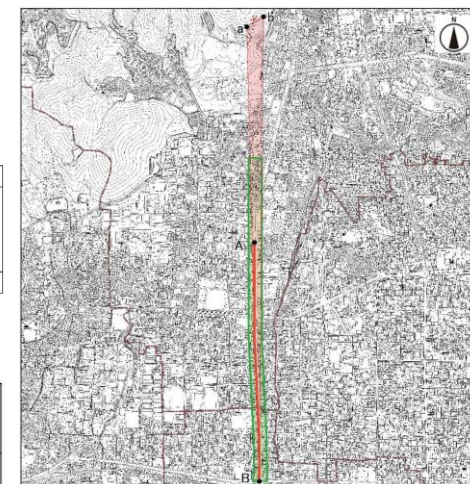
なお、町並み型建造物修景地区では、波板や折板屋根の使用も可能ですが、これらの材料を使う場合であっても、「良好な屋上景観とするための基本的措置」（2～7頁を参照）を満たす必要があります。特に軒先やけらば等の納まりに配慮してください。

また、素材そのもの以外の模様などの付いた屋根材については原則として使用できません。詳しくは御相談ください。

屋根のデザインに関する解説

■西大路通からの「大文字」の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。

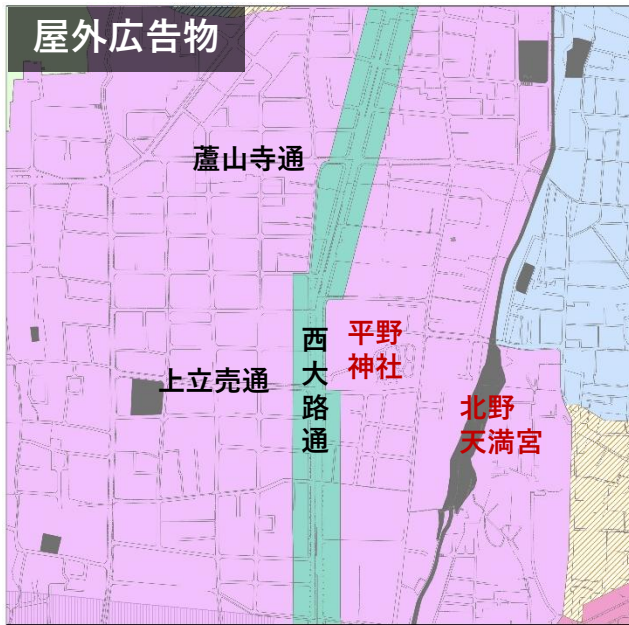


凡例	区域の種類	区域の範囲
	視点場	平野神社前付近の交差点の点Aから円町交差点の点Bまでの西大路通
	眺望空間保全区域	視点場となる「左大文字」の道路上に位置する高さ及び傾斜並びに視点場上の背景の山並み等の眺望を妨げないよう、眺望空間を確保するものとする(種高制限を併せて実施)
	近景デザイン保全区域	視点場(点A)から東北へ500mの位置から視点場(点B)までの西大路通の境界線等からの水平距離が20m以内の範囲

●保全区域の基準

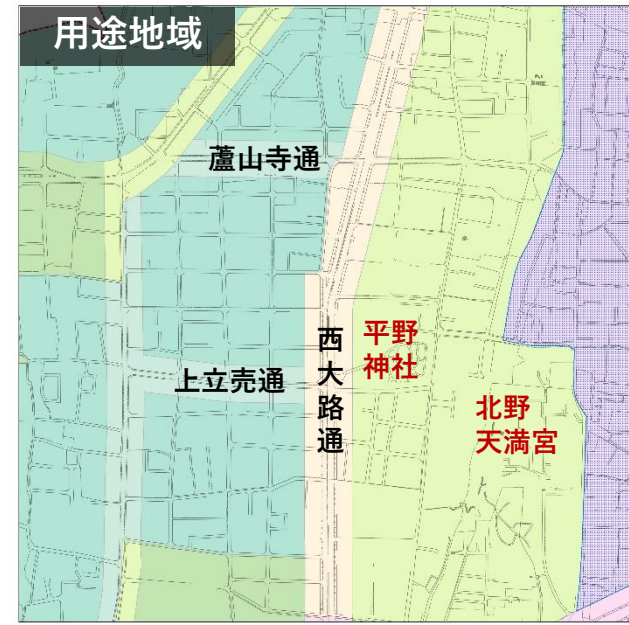
- |            |   |
|------------|---|
| 眺望空間保全区域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。</li> </ul>  |
| 近景デザイン保全区域 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物等は、西大路通から眺める「左大文字」及びその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。</li> <li>2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</li> </ol>             |
| 形態・意匠      | <p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とすること。</li> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、「左大文字」及びその周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないこととし、西大路通の優れた沿道景観を形成するものとする。</li> </ul> |
| 色彩         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>  |
| その他        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「左大文字」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>   |



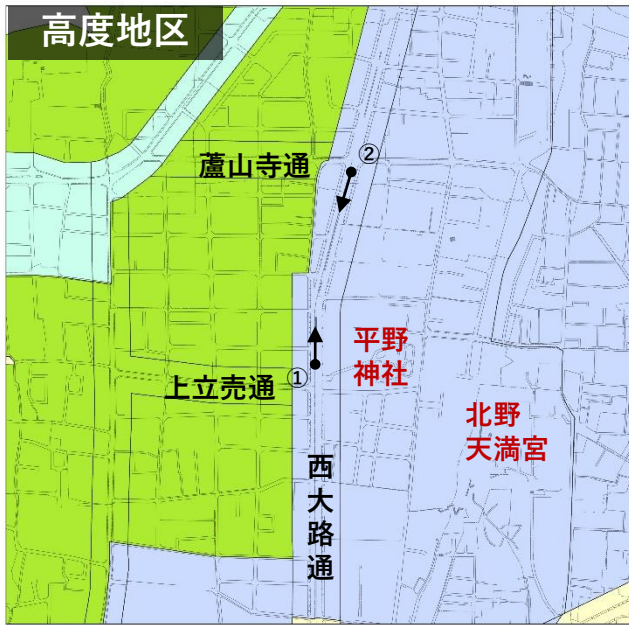


- 屋外広告物 [柱4]
- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
  - ・西大路通沿道は沿道型第2種地域特定地区
  - ・西大路通周辺は第2種地域

<沿道型第2種地域特定地区>  
 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、店舗、事務所その他これらに類する施設が町並みの景観に調和し、優れた眺望に配慮した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域



- 用途地域
- ・西大路通沿道は第二種住居地域
  - ・西大路通以東は第二種中高層住居専用地域
  - 以西は第一種低層住居専用地域を基本とする



- 高度地区 [柱1]
- ・西大路通沿道以東は15m高度地区
  - ・西大路通より西側は10m高度地区を基本とする (H19新景観政策 西大路通沿道以東の20mのエリア→15m)



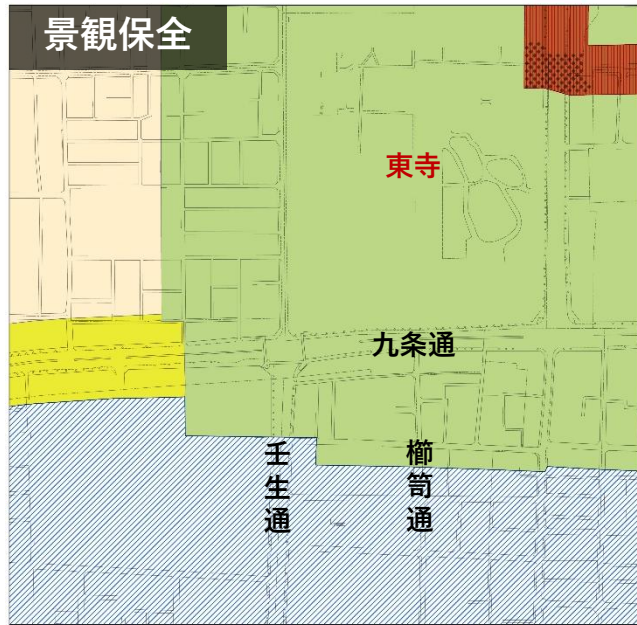
15m高度地区 南北方向のスカイライン  
 (①: 平野神社前から北を望む、②: 蘆山寺通付近から南を望む)



俯瞰 (北部) 出典: GoogleMAP

10m 高度地区	15m 第3種高度地区
12m 第1種高度地区	15m 第4種高度地区
15m 第1種高度地区	20m 第1種高度地区
15m 第2種高度地区	20m 第4種高度地区

景観保全



- 京町家条例に基づく指定地区
- 市街地型美観形成地区
- 歴史遺産型美観地区(一般)
- 歴史遺産型美観地区(本願寺・東寺界わい景観整備地区)
- 沿道型美観形成地区
- 町並み型建造物修景地区
- 重要界わい景観整備地域

■景観地区

- ・東寺及びその周辺はおおよそ歴史遺産型美観地区（一般地区）
- ・その西側に市街地型美観形成地区、南側に町並み型建造物修景地区
- ・東寺の北東部には歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

■景観計画上の位置づけ

- ・歴史遺産型美観地区の「東寺」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

東寺地域は、東寺及びその周辺の市街地から構成され、東寺の門前町として発展してきた地域である。広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。こうした景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため建築物は、門前町の風情の保全に配慮するとともに、東寺に面する敷地においては、築地塀や五重の塔、金堂等の大規模な木造建築物に配慮した和風基調の町並みを保全、創出し、その他の敷地においては、町並みの基調となっている京町家との調和を図るため、日本瓦又は銅板ぶきの特定勾配屋根を設け、低層階に格子等の和風意匠を継承したデザインを取り入れる等、門前町の雰囲気や継承した落ち着いたもののある町並み景観の保全、創出を図る。

また、九条通の沿道では、周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、九条通沿道の景観特性を生かして、良好な景観を形成する。

■デザイン基準（歴史遺産型美観地区（一般地区）） [柱2]

	低層建築物	中・高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定勾配屋根（原則として軒の出60cm以上）とする（※）</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定勾配屋根（原則として軒の出90cm以上）とする（※）</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する1、2階の外壁に特定勾配の軒庇（原則として軒の出60cm以上）を設ける（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する1、2階の外壁に特定勾配の軒庇（原則として軒の出90cm以上）を設ける（※）</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮</li> <li>・道路に面する3階の壁面後退（1階壁面より原則90cm以上）（※）</li> <li>・歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮</li> <li>・道路に面する3階以上の壁面後退（1階壁面より原則90cm以上）（※）</li> <li>・歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川に面して駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置</li> </ul>	

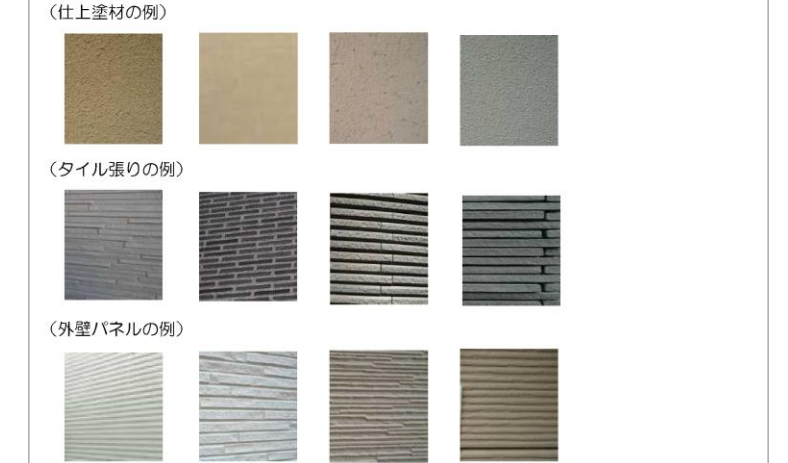
(※) 例外規定あり

■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

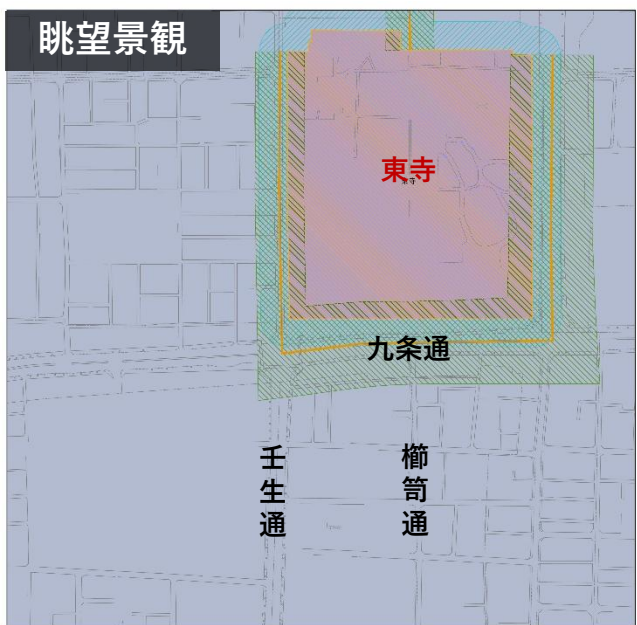
- ・デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

◆ 外壁材の使用例（歴史遺産型・旧市街地型美観地区の場合）

歴史遺産型や旧市街地型の美観地区で使用されている外壁材の使用例を紹介します。仕上塗材の場合は砂壁・土壁状等の細やかなテクスチャがあるもの、タイルや外壁パネルの場合は水平線を強調したボーダー状のものを推奨しています。



眺望景観

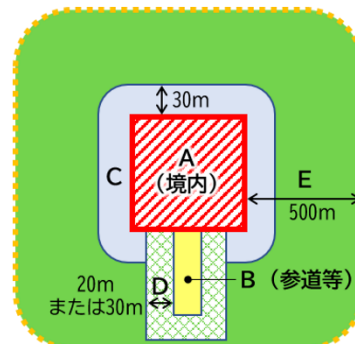


- 視点場 境内(事前協議区域A)
- 近景デザイン保全区域(境内地周辺の眺め)
- 視点場 参道等(事前協議区域B)
- 事前協議区域C(視点場(境内)から30mの範囲)
- 近景デザイン保全区域(境内の眺め)
- 遠景デザイン保全区域

■眺望保全 [柱3]

- ・保全すべき眺望景観・借景として、教王護国寺（東寺）境内の眺めが選定されている。
- ・対象区域の場合、景観申請の前に事前協議を行い、そのうち優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議が必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロファイル）を公表している。

対象区域の種類	対象行為
A 視点場(境内)	新築又は増築
B 視点場(参道等)	
C 視点場(境内)から30mの範囲	
D 視点場(参道等)から20m又は30mの範囲	床面積2,000㎡以上の新築又は増築※
E 視点場(境内)から500mの範囲	



■東寺の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。



凡例	区域の種類	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: #f4a460; margin-right: 5px;"></span>	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、左図に示す範囲	建築物の新築、増築
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: #ffff00; margin-right: 5px;"></span>	視点場(参道等)	教王護国寺(東寺)の北門参道と周辺の大宮通、九条通及び壬生通のうち、左図に示す範囲	
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: #add8e6; margin-right: 5px;"></span>	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	建築物の大規模な新築、増築(床面積2,000㎡以上)
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: #90ee90; margin-right: 5px;"></span>	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m又は30m以内の範囲	
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: #90ee90; margin-right: 5px;"></span>	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

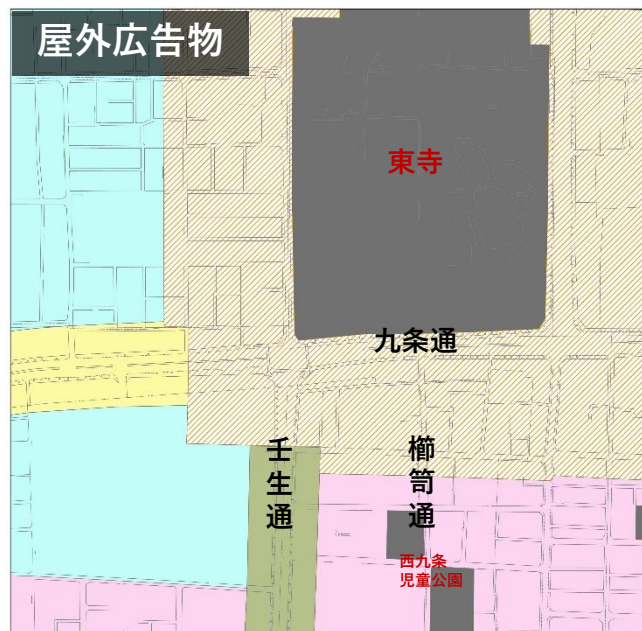
境内の眺め 3-1

●近景デザイン保全区域( )の基準

- 1 建築物等は、教王護国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 勾配屋根とすること。</li> </ul> </li> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>





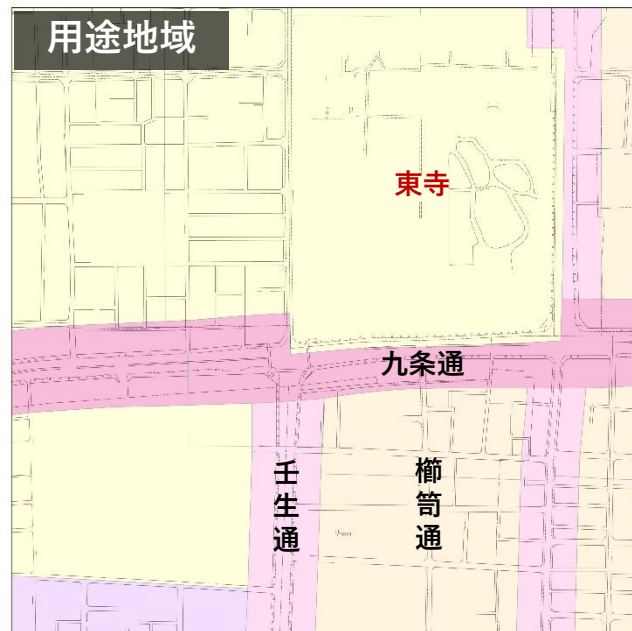
■屋外広告物 [柱4]

- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
- ・東寺の周辺は歴史遺産型第2種地域
- ・東寺周辺の西側は第5種地域、南側は第6種地域

<歴史遺産型第2種地域>

世界遺産周辺区域等のうち、以下に該当しない地域

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産の区域の周辺の区域又は特に歴史的環境を保全する必要がある区域のうち、山林、樹林地又は歴史的建造物等が重要な要素となって優れた自然的景観を形成している地域



■用途地域

- ・九条通より北側の東寺周辺及び東寺の西側一帯は第一種住居地域、九条通より南側は第二種住居地域
- ・九条通沿道は商業地域
- ・壬生通の九条通以南や大宮通の沿道は近隣商業地域



■高度地区 [柱1]

- ・東寺周辺一帯は15m高度地区、その外側のエリアは20m高度地区
- ・九条通の東寺より西側は25m高度地区 (H19新景観政策 31mのエリア→25m)

■現在の町並み



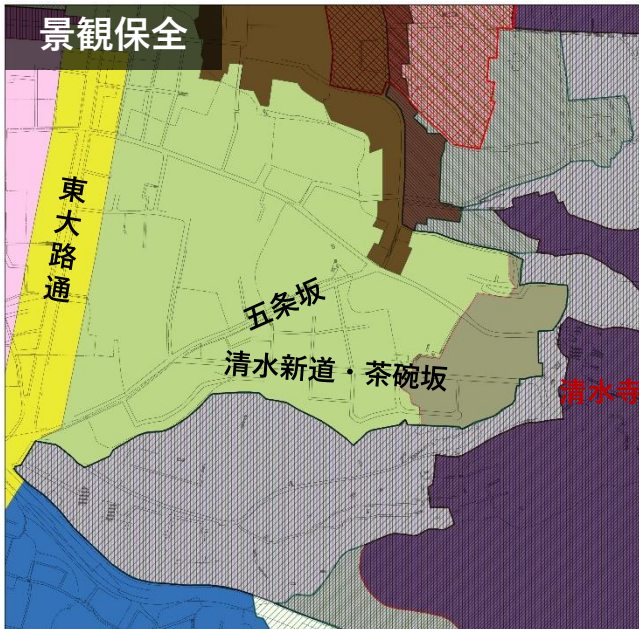
15m高度地区 南北方向の町並み  
(①：東寺の西側のエリア、②：東寺の南側のエリア)



俯瞰

出典：GoogleMAP





- 京町家条例に基づく指定地区
- 山ろく型美観地区
- 旧市街地型美観地区
- 歴史遺産型美観地区(一般)
- 歴史遺産型美観地区(祇園町南歴史の景観保全修景地区)
- 沿道型美観形成地区
- 伝統的建造物群保存地区(産寧坂)
- 地域景観づくり協議地区(一念坂・二寧坂古都に燃える会)
- 風致地区特別修景地域
- 風致地区第1種地域
- 風致地区第2種地域
- 風致地区第3種地域
- 風致地区第5種地域
- 歴史的風土特別保存地区
- 歴史的風土保存区域

■景観地区

- ・茶碗坂や五条坂の周辺一帯は歴史遺産型美観地区（一般地区）
- ・上記エリアの北側には伝統的建造物群保存地区（産寧坂地区）が位置する
- ・清水寺を含む山側のエリアは風致地区

■景観計画上の位置づけ

- ・歴史遺産型美観地区の「祇園・清水寺周辺」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

祇園・清水寺周辺地域は、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺、建仁寺、八坂神社等の由緒ある社寺建築物と産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、五条坂、ちゃわん坂、清水坂（松原通）等の道に沿って立ち並ぶ京町家からなる町並みや周辺に集積する寺院の伽藍や土塀、沿道の石積擁壁などにより、通りごとに特性が異なる景観が融合している。江戸時代から明治時代にかけて建てられた京町家を残す産寧坂や大正時代に住宅地として開発された石堀小路は、伝統的建造物群保存地区に指定し、歴史的風景の保全に努める。こうした景観特性を継承することをこの地域の景観形成の基本方針とする。

建築物は、それぞれに趣のある伝統的な店舗を構え、京町家の伝統を生かした趣の異なる特性を呈している。このため、道路に面する3階以上の外壁面を、1階の外壁面より十分に後退させることにより、2階建を基本とした京町家の町並み景観との連続性を維持する。また、日本瓦ぶきの特定勾配の屋根とし、真壁造、格子戸等の和風意匠を継承したデザインを取り入れることにより、京町家や社寺等が融和する歴史的町並み景観に配慮した景観の整備を行う。さらに、数寄屋造や民家の様式も適切に取り入れ、多様であるが統一感のある町並み景観を形成する。

■デザイン基準（歴史遺産型美観地区（一般地区）） [柱2]

	低層建築物	中・高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定勾配屋根（原則として軒の出60cm以上）とする（※）</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定勾配屋根（原則として軒の出90cm以上）とする（※）</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する1、2階の外壁に特定勾配の軒庇（原則として軒の出60cm以上）を設ける（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する1、2階の外壁に特定勾配の軒庇（原則として軒の出90cm以上）を設ける（※）</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮</li> <li>・道路に面する3階の壁面後退（1階壁面より原則90cm以上）（※）</li> <li>・歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮</li> <li>・道路に面する3階以上の壁面後退（1階壁面より原則90cm以上）（※）</li> <li>・歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川に面して駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置</li> </ul>	

（※）例外規定あり

■眺望保全 [柱3]

<茶碗坂、清水坂>

- ・保全すべき眺望景観・借景として、清水寺境内の眺め、清水寺「奥の院」からの市街地、産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通りの眺めが選定されている。

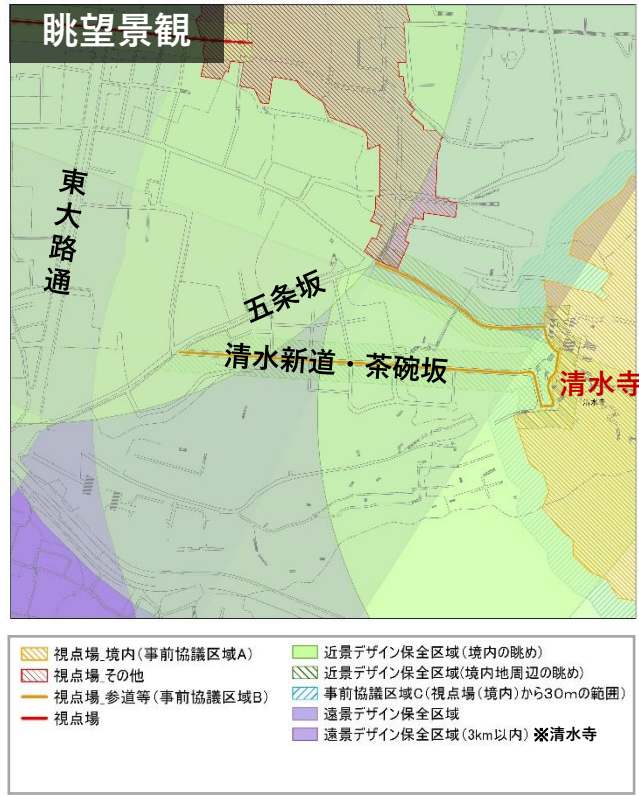
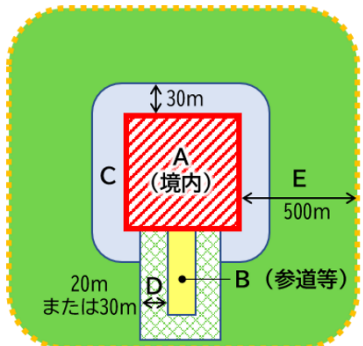
<五条坂>

- ・保全すべき眺望景観・借景として、建仁寺境内の眺め、清水寺境内の眺め、産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通りの眺めが選定されている。

<事前協議>

- ・対象区域の場合、景観申請の前に事前協議を行い、そのうち優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議が必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロフィール）を公表している。

対象区域の種類	対象行為
A 視点場（境内）	新築又は増築
B 視点場（参道等）	
C 視点場（境内）から30mの範囲	
D 視点場（参道等）から20m又は30mの範囲	
E 視点場（境内）から500mの範囲	床面積2,000㎡以上の新築又は増築※



■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

- ・デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

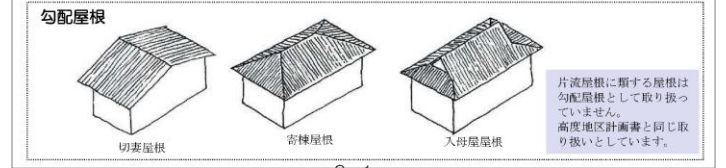
■ 屋根の形式と勾配

屋根の形式には、屋根面が棟から二方向に傾斜している切妻屋根、四方向に傾斜している寄棟屋根、切妻屋根と寄棟屋根を組み合わせた入母屋屋根などの形式があります。

京町家の屋根は切妻を基本としており、軒先側を玄関とする「平入り」形式で隣家と軒先を揃え、通り景観を整えてきました。また、京町家や伝統的な木造建築物などでは、屋根の勾配も一定範囲で揃っており、それらによって美しい屋並みを形成してきました。

このため、歴史遺産型や旧市街地型的美観地区では、京町家などで多く見られる屋根の勾配（10分の3から10分の4.5まで）を特定勾配として定めるなど、市街地においては、切妻屋根を基本とした勾配屋根による屋並みの整った良好な通り景観の保全・形成を図っています。

なお、勾配の指定のない地区においても、伝統的な木造家屋と調和する勾配として、10分の2から10分の6までの勾配とすることを求めています。



■デザインの特例認定 [柱2]

<元清水小学校跡地活用計画>

- ・歴史的価値のある4階建ての小学校校舎を宿泊施設として活用する計画で、優れた形態意匠を有し、地域の景観の向上に資するものとして特例認定
- ・既存校舎の特徴である装飾性の高いデザインに対し、増築部は装飾性を最小限に抑え現代的なデザインとして明確に対比させ、本館の歴史性と装飾的な美しさを強調させる主張しすぎないデザインとしている。
- ・芝生広場からの八坂の塔の見え方を考慮し、増築部西側は高さを抑えている。



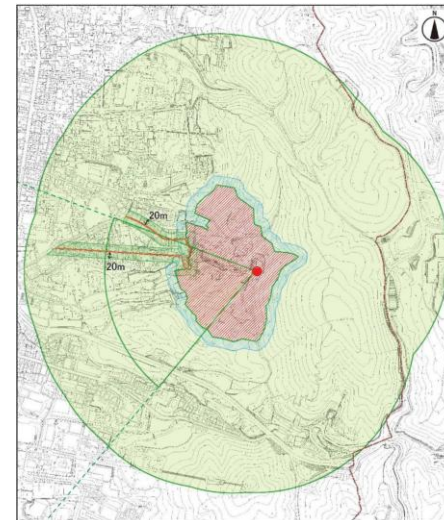
出典：N T T 都市開発ホームページ  
https://www.nttd.co.jp/news/detail/id/n24822.html

<適用を除外した基準>

- ・特定勾配屋根、屋根材、塔屋等の設置

■清水寺の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。



凡例	区域の種類	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
斜線	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、上図に示す範囲	建築物の新築、増築
赤線	視点場(参道等)	清水寺の門前の通り(清水坂及び清水新道(茶碗坂))のうち、上図に示す範囲	
青格子	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	
緑格子	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m以内の範囲	
緑	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

境内の眺め [4-1]

●近景デザイン保全区域(緑)の基準

- 1 建築物等は、清水寺境内の歴史的建造物、樹木等及びその背景となる広大な市街地によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定勾配屋根とすること。</li> <li>・形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な景観を阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> <li>・良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>

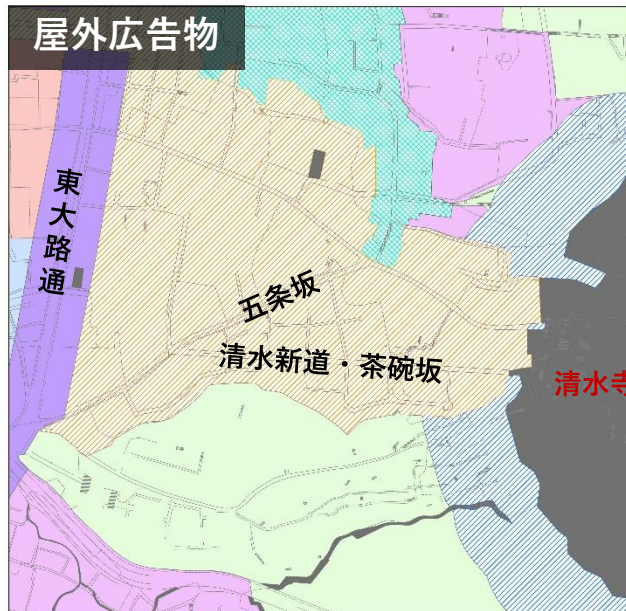
清水寺「奥の院」からの市街地 [4-2]

●近景デザイン保全区域(緑)の基準と範囲

- 1 建築物等は、清水寺境内から望見できる境内の歴史的建造物、樹木等及びその背景となる広大な市街地によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定勾配屋根とすること。</li> <li>・形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な景観を阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> <li>・良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>

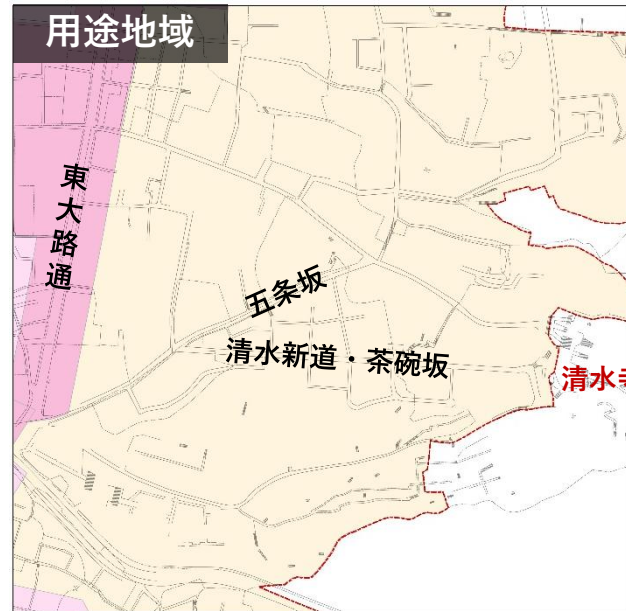
視点場(●)「奥の院」の舞台の点  
視範囲からそれぞれ式路御返文蔵の中心を通り引いた直線と車福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の左図に示す範囲



- 屋外広告物 [柱4]
- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
  - ・茶碗坂や五条坂の周辺一帯は歴史遺産型第2種地域
  - ・清水寺の周辺は歴史遺産型第1種地域
  - ・産寧坂付近は産寧坂屋外広告物等特別規制地区

<歴史遺産型第1種地域>  
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産の区域の周辺の区域又は特に歴史的環境を保全する必要がある区域のうち、山林、樹林地又は歴史的建造物等が重要な要素となって優れた自然的景観を形成している地域

<歴史遺産型第2種地域>  
世界遺産周辺区域等のうち、上記に該当しない地域



- 用途地域
- ・エリア一帯が第二種住居地域
  - ・東大路通沿道は商業地域



- 高度地区 [柱1]
- ・エリア一帯が12m高度地区、東大路通沿道は15m高度地区 (H19新景観政策 15mのエリア→12m、20mのエリア→15m)

■現在の町並み



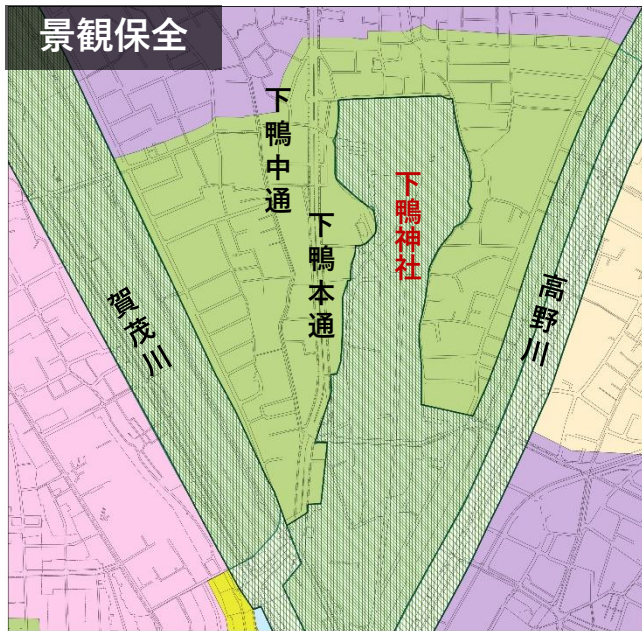
12m高度地区 東西方向の町並み  
(①：五条坂の町並み、②：茶碗坂の町並み)



俯瞰

出典：GoogleMAP

12m 第2種高度地区	15m 第3種高度地区
12m 第3種高度地区	15m 第4種高度地区
12m 第4種高度地区	20m 第4種高度地区



	山並み背景型美観地区
	岸辺型美観地区
	市街地型美観形成地区
	旧市街地型美観地区
	歴史遺産型美観地区(一般)
	沿道型美観形成地区
	風致地区特別修景地域
	風致地区第3種地域
	風致地区第4種地域

■景観地区

・下鴨神社一帯は風致地区第2種地域、その周辺エリアは歴史遺産型美観地区（一般地区）

■景観計画上の位置づけ

・歴史遺産型美観地区の「下鴨神社周辺」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

下鴨神社周辺地域は、京都の産土神である賀茂御祖神社（下鴨神社）周辺と、賀茂川及び高野川の風致地区に挟まれた地域であり、かつての社家町や、昭和初期に形成された住宅地等からなる。また、洛北に通じる幹線道路である下鴨本通沿いは、下鴨神社の社(しゃ)叢(そう)である糺ノ森の緑を背景として、端正な通り景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため住宅地は、下鴨神社の社(しゃ)叢(そう)の緑と呼応するよう、生垣を設ける等、植栽に特段の配慮を行うものとする。また、公共用空地に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させ、周囲への圧迫感を低減させるとともに、日本瓦ぶき等の勾配屋根を有する和風基調の住宅地の保全を図る。さらに、街道に面した京町家等の歴史的建造物が連なる地域については、壁面を揃える等、地域の景観特性に配慮した景観を保全する。

■デザイン基準（歴史遺産型美観地区（一般地区）） [柱2]

	低層建築物	中・高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出60cm以上）とする（※）</li> <li>原則として塔屋等を設けない</li> <li>屋根材は日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出90cm以上）とする（※）</li> <li>原則として塔屋等を設けない</li> <li>屋根材は日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1、2階の外壁に特定勾配の軒庇（原則として軒の出60cm以上）を設ける（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1、2階の外壁に特定勾配の軒庇（原則として軒の出90cm以上）を設ける（※）</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮</li> <li>道路に面する3階の壁面後退（1階壁面より原則90cm以上）（※）</li> <li>歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠。その他の外壁も町並み景観に配慮</li> <li>道路に面する3階以上の壁面後退（1階壁面より原則90cm以上）（※）</li> <li>歴史的町並みと調和する色彩</li> </ul>
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や河川に面して駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置</li> </ul>	

（※）例外規定あり

■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

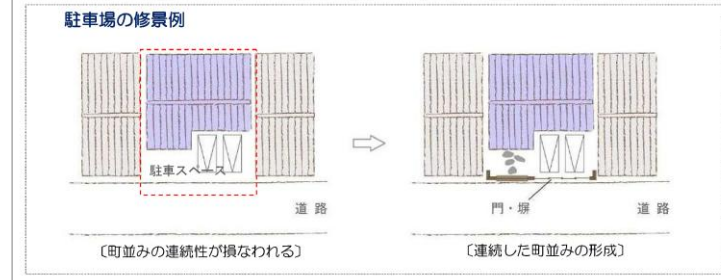
・デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

■駐車場等の修景

京町家等の建ち並ぶ町並み景観は、通りに面して軒や外壁面が揃っていることが大切な要素となっています。そのような町並みの連続性を保つため、建築物の前面に駐車スペース等の空地を設ける場合は、道路沿いに周囲の景観と調和した門や塀等を設置することを基準で定めています。



また、山ろく部や水辺に面した敷地においても、潤いのある良好な通り景観や岸辺景観を形成するため、道路や河川に面した空地部分に生垣や塀等を設置することを定めています。



■デザインの特例認定 [柱2]

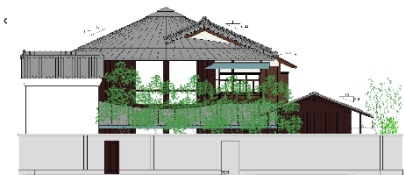
<湯川秀樹旧宅 改築計画>

・湯川氏が晩年を過ごした木造地上2階建ての住宅について、湯川氏とゆかりのある部分を保存しつつ増築を行い、大学関連施設として活用する計画。優れた形態意匠を有し、地域の景観の向上に資するものとして特例認定。

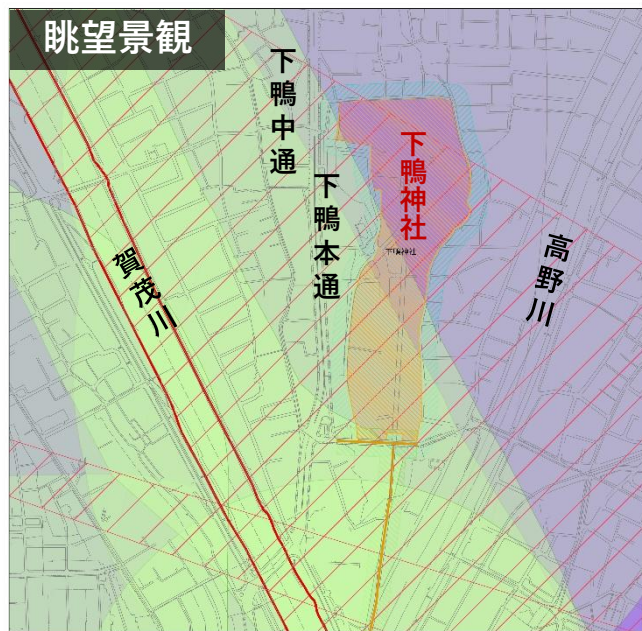
・増築部分を円形することで、既存部分と対比させている。

・既存の塀、生垣、土蔵を残すことで連続性のある通り景観を継承。主庭を保存するだけでなく、敷地内の植栽をさらに充実させ、下鴨神社周辺の緑豊かな景観の形成に寄与する。

<適用を除外した基準>  
屋根材



出典：京都市美観風致審議会諮問資料



	視点場_境内(事前協議区域A)		近景デザイン保全区域(境内の眺め)
	視点場_参道等(事前協議区域B)		近景デザイン保全区域(境内地周辺の眺め)
	視点場		事前協議区域C(視点場(境内)から30mの範囲)
	眺望空間保全地域		遠景デザイン保全区域
			遠景デザイン保全区域(3km以内)

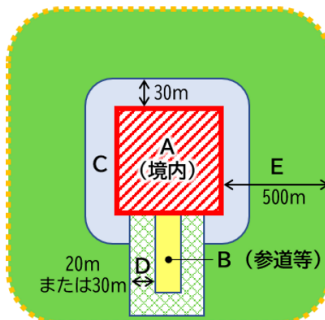
※銀閣寺、賀茂川右岸からの「大文字」、船岡山公園からの「船」「左大文字」

■眺望保全 [柱3]

・保全すべき眺望景観・借景として、賀茂御祖神社（下鴨神社）境内の眺め、賀茂川右岸からの東山、賀茂川右岸からの「大文字」の眺めが選定されている。

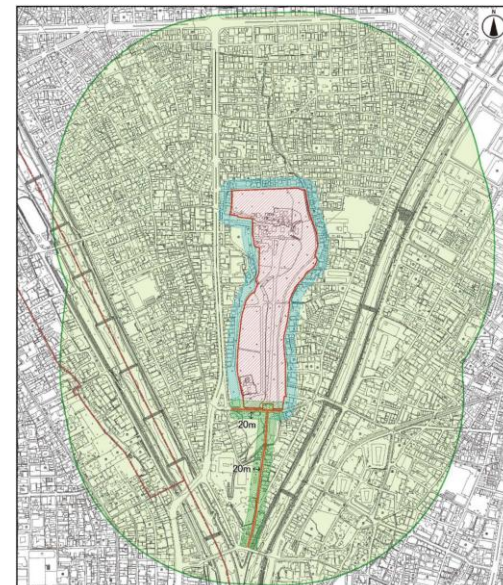
・対象区域の場合、景観申請の前に事前協議を行い、そのうち優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議が必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロファイル）を公表している。

対象区域の種別	対象行為
A 視点場(境内)	新築又は増築
B 視点場(参道等)	
C 視点場(境内)から30mの範囲	
D 視点場(参道等)から20m又は30mの範囲	床面積2,000㎡以上の新築又は増築※
E 視点場(境内)から500mの範囲	



■下鴨神社の近景デザイン保全区域とデザイン基準

・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。



凡例	区域の種別	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、左図に示す範囲	建築物の新築、増築
	視点場(参道等)	賀茂御祖神社(下鴨神社)の参道及び周辺の御蔵通のうち、左図に示す範囲	
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	建築物の大規模な新築、増築(床面積2,000㎡以上)
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m以内の範囲	
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

境内の眺め [2-1]

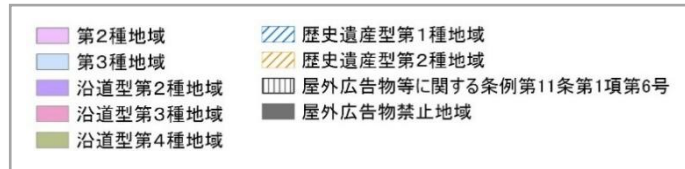
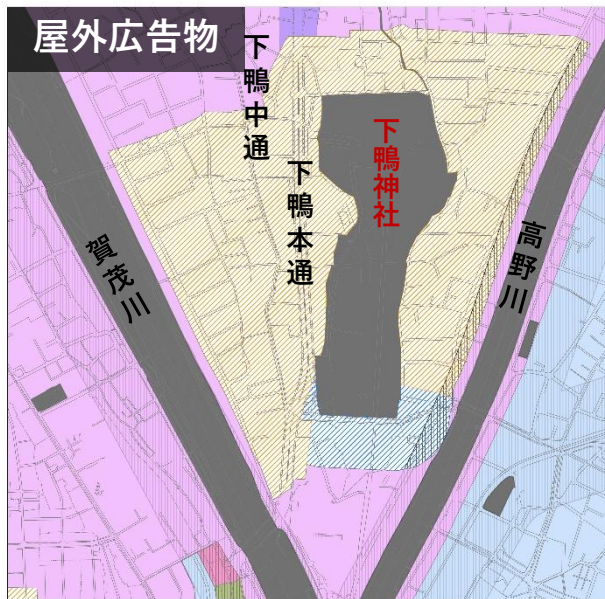
●近景デザイン保全区域( )の基準

1 建築物等は、賀茂御祖神社境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。

2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根とすること。</li> <li>形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>

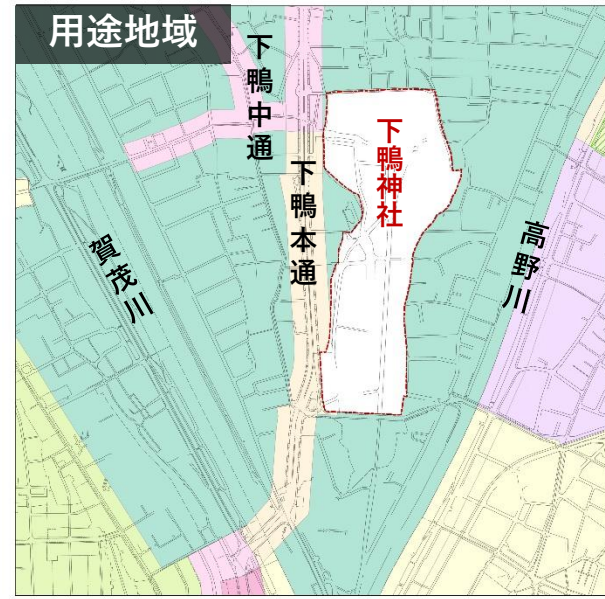




- 屋外広告物 [柱4]
- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
  - ・下鴨神社周辺は歴史遺産型第2種地域、下鴨神社南側の一部は歴史遺産型第1種地域

<歴史遺産型第1種地域>  
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産の区域の周辺の区域又は特に歴史的環境を保全する必要がある区域のうち、山林、樹林地又は歴史的建造物等が重要な要素となって優れた自然的景観を形成している地域

<歴史遺産型第2種地域>  
世界遺産周辺区域等のうち、上記に該当しない地域



- 用途地域
- ・下鴨神社の周辺一帯は第一種低層住居専用地域を基本とする
  - ・東鞍馬口通の一部と、下鴨本通及び下鴨中通の東鞍馬口通以北は商業地域
  - ・下鴨本通の東鞍馬口通より南部は第2種住居地域



- 高度地区 [柱1]
- ・エリアー帯はおおよそ10m高度地区
  - ・下鴨本通は15m高度地区、下鴨中通の一部及び東鞍馬口通の一部は12m高度地区  
(H19新景観政策 下鴨本通の東鞍馬口通以北を20m→15m、下鴨中通と東鞍馬口通の15mのエリア→12m)

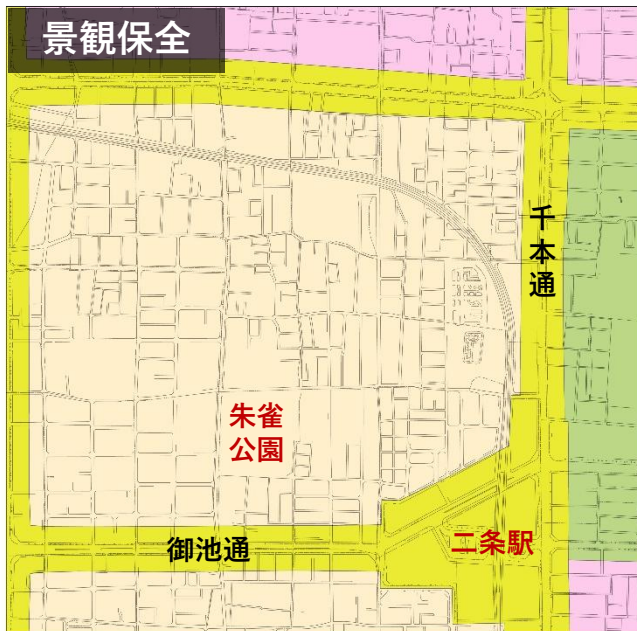
■現在の町並み



10m高度地区 南北方向の町並み  
(①：下鴨中通の南を望む、②：下鴨本通の北を望む)



俯瞰 出典：GoogleMAP



	市街地型美観形成地区		歴史遺産型美観地区(一般)
	旧市街地型美観地区		沿道型美観形成地区

■景観地区

- ・エリアー帯は市街地型美観形成地区
- ・千本通及び御池通の沿道は沿道型美観形成地区（幹線地区）

■景観計画上の位置づけ

- ・市街地型美観形成地区の「西ノ京」として位置付け、景観地区による誘導を図っている。

<市街地型美観形成地区の景観形成方針>  
この地区は、歴史的市街地内にあり、昭和初期にすでに市街地が形成されていた地域であり、京都らしい繊細で洗練された意匠を継承した新たな建築を誘導する。

<西ノ京の景観形成方針>  
西ノ京地域は、丸太町通、千本通、御池通及び西大路通で囲まれた地域であり、昭和初期に西大路通が完成し、市電が開通してから、その沿道が急速に市街地化され、中小の工場の進出により、製造の拠点ともなっている。  
このため、建築物は、住工の共存を図るため、敷地周囲に十分な空地を設け、植栽を誘導するとともに、建築物の色彩の配慮や屋上景観等の整備に努めることにより、新しい市街地景観の創出を図る。

■デザイン基準（市街地型美観形成地区）〔柱2〕

	低層建築物	中・高層建築物
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とする（※）</li> <li>・原則として塔屋等を設けない</li> <li>・屋根材は日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類する工夫を施すなど、良好な屋上景観に配慮されたものとする</li> <li>・屋根材は日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したもの</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建築物と調和する形態意匠とし、良好な景観の創出に配慮されたものとする</li> <li>・周辺への圧迫感低減のため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行う</li> <li>・市街地の町並みと調和する色彩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する外壁は、地域の良好な景観特性を生かし、良好な景観の創出に配慮されたものとする</li> <li>・周辺への圧迫感低減のため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行う</li> <li>・市街地の町並みと調和する色彩</li> </ul>

(※) 例外規定あり

■京の景観ガイドライン（建築デザイン編）

- ・デザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説している。

◆沿道及び市街地の町並みと調和する色彩

YR（黄赤）、Y（黄）系のほか、P（紫）、PB（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。

隣接する建築物との色彩の差異を少なくすることで、まとまりのある景観とすることを目指します。また、色相、明度、彩度のいずれについても、隣接する建築物と類似した配色とすることで全体として調和の取れた町並みとなるよう配慮します。

<沿道型（幹線地区）、市街地型的美観形成地区等>



■歴史的建造物の指定〔柱5〕

- ・修理・修景工事等の費用の一部が、改修補助の対象
- ・指定された建造物は、外観の変更や増改築等を行う場合、許可や届出等が必要

<日本聖公会京都聖三一教会>  
(景観重要建造物)

- ・昭和初期の和風を基調とした木造の教会建築として外観意匠を良好に保持しており、当該地域の景観の形成に重要な建物。



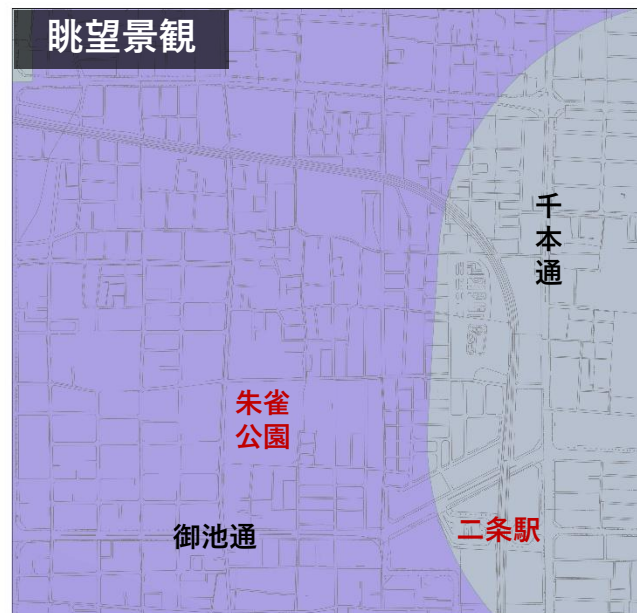
日本聖公会京都聖三一教会

<聚楽廻・猪飼邸>  
(歴史的風致形成建造物)

- ・かつて材木運搬で栄えた地域に建つ材木商が建てた大塀造りの町家で、材木商の歴史と町家の伝統を現代に継承する貴重な建造物。



聚楽廻・猪飼邸

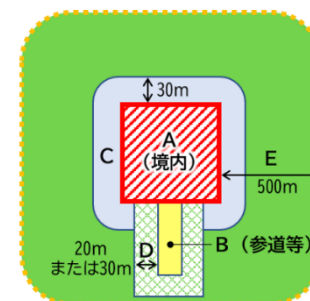


	近景デザイン保全区域(境内の眺め)
	遠景デザイン保全区域

■眺望保全〔柱3〕

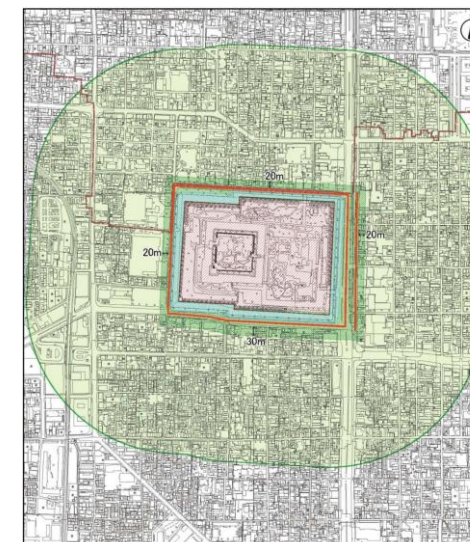
- ・エリアの東側については、保全すべき眺望景観・借景として、二条城境内の眺めが選定されている。
- ・対象区域の場合、景観申請の前に事前協議を行い、そのうち優れた眺望景観を創生するために必要と認めるものは、歴史的景観アドバイザーを交えた協議が必要。協議を円滑に行うため、対象区域に関する景観情報（プロフィール）を公表している。

対象区域の種別	対象行為
A 視点場（境内）	新築又は増築
B 視点場（参道等）	
C 視点場（境内）から30mの範囲	
D 視点場（参道等）から20m又は30mの範囲	
E 視点場（境内）から500mの範囲	床面積2,000㎡以上の新築又は増築※



■二条城の近景デザイン保全区域とデザイン基準

- ・視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、以下の基準に適合させる必要がある。



凡例	区域の種別	区域の範囲(事前協議の対象範囲)	事前協議の対象行為
	視点場(境内)	世界遺産の登録資産のうち、左図に示す範囲	建築物の新築、増築
	視点場(参道等)	二条城周辺の堀川通、東堀川通、竹屋町通、美福通及び押小路通のうち、左図に示す範囲	
	視点場に近接する区域	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が30m以内の範囲	建築物の大規模な新築、増築(床面積2,000㎡以上)
	近景デザイン保全区域(参道等)	視点場(参道等)の境界線からの水平距離が20m又は30m以内の範囲	
	近景デザイン保全区域(境内)	視点場(境内)の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲	

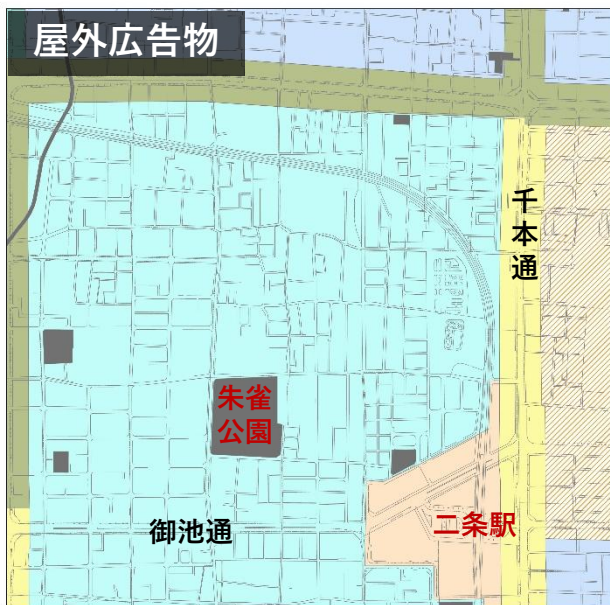
境内の眺め 14-1

●近景デザイン保全区域( )の基準

- 1 建築物等は、二条城の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

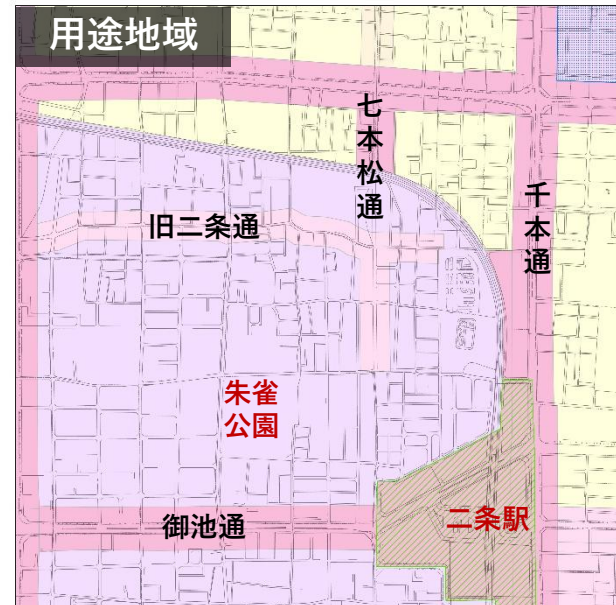
形態・意匠	屋根	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とすること。</li> <li>・塔屋を設けないこと。</li> <li>・建築物等の各部分は、城郭内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、城郭内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> <li>・良好な城郭内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>





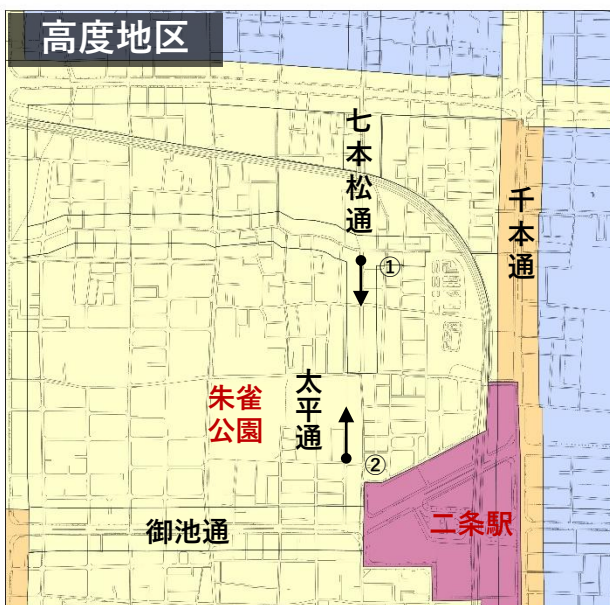
- 屋外広告物 [柱4]
- ・地域ごとの景観特性等を考慮して、町並み景観や建築物と調和するよう規制、誘導。
  - ・エリアの一体は第5種地域を基本とする
  - ・千本通沿道は沿道型第5種地域、御池通は沿道型第4種地域
  - ・二条駅周辺は第7種地域

<第5種地域>  
一般地域のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設が多数存する地域で、京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物と調和した町並みの景観を形成していく必要があるもの



- 用途地域
- ・おおよその範囲が準工業地域。七本松通沿道と旧二条通沿道の一部は近隣商業地域
  - ・幹線沿道は商業地域

■地区計画  
二条駅地区地区計画



- 高度地区 [柱1]
- ・エリア一帯は20m高度地区
  - ・二条駅周辺は31m高度地区
  - ・千本通沿道の御池通より南側は25m高度地区 (H19新景観政策 千本通の31m→25m)

■現在の町並み



20m高度地区 南北方向の町並み  
(①：七本松通のスカイライン、②：太平洋通の東側の通りのスカイライン)



俯瞰 出典：GoogleMAP

